通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置(区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊なものの費用は、第1節に掲げられている手術 のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K007 (注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K014-2、K022 の1、K031(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K053(注に規定する加算 を算定する場合に限る。)、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K134-4 、K136-2、K169(注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K18 003, K181, K181-2, K181-6020 \square , K190, K190-2, K19 0-6、K190-7、K254の1、K259 (注2に規定する加算を算定する場合に限る $_{\circ}$) $_{\circ}$ K 2 6 0 $_{\circ}$ 2 $_{\circ}$ K 2 6 8 \mathcal{O} 5 $_{\circ}$ K 2 6 8 \mathcal{O} 6 $_{\circ}$ K 2 8 0 $_{\circ}$ 2 $_{\circ}$ K 2 8 1 $_{\circ}$ 2 $_{\circ}$ K 3 2 0 -2、K328からK328-3まで、K340-7、K374-2、K394-2、K40 $0\,\mathit{O}\,3\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,4\,3\,\mathit{O}\,3\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,4\,4\,\mathit{O}\,4\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,4\,5\,-\,2\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,6\,1\,-\,2\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,6\,2\,-\,2\, \mathsf{,}\; \mathsf{K}\,4\,6$ 3-2、K464-2、K474-3の2、K475 (別に厚生労働大臣が定める患者に対し て行う場合に限る。)、K476(1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を 算定する場合に限る。)、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K5 2004, K530-3, K546, K548, K549, K554-2, K555-2, K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ、K595 (注2に規定する加 算を算定する場合に限る。)、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K 603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、 K616-6、K617-5、K627-2の1及び2、K627-3、K627-4、K6 36-2, K642-3, K643-2, K647-3, K654-4, K656-2, K6 $65\mathcal{O}2$, K668-2, $K677\mathcal{O}1$, K678, K684-2, K695-2, K697-5, K697-7, K699-2, K700-3, K702-2, K703-2, K709 -3, K709-5, K709-6, K716-4, K716-6, K721-4, K730 Ø3 \ K731Ø3 \ K754-3 \ K768 \ K769-3 \ K772-3 \ K773-3 からK773-5まで、K777の1、K780、K780-2、K785-2、K792の 1, K800-3, K802-4, K803-2, K803-3, K80801, K8181において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K819 (別に厚生 労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K819-2(別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K823-5、K825 (別に厚生労働大臣が定める患 者に対して行う場合に限る。)、K830(別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合 に限る。)、K841-4、K843-2からK843-4まで、K851(1において別に 厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K858の1、K859(2、4及 び5において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K865-2、K 877(別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K877-2(別に厚 生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K879-2、K888(別に厚生労 働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)並びにK910-2からK910-5までに 掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K

- 546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2, K080-2, K082, K106, K107, K109, K136, K151-2, K 154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK1 78-2±c, K181, K190, K190-2, K204, K229, K230, K23 4 から K 2 3 6 まで、 K 2 4 4、 K 2 5 9、 K 2 6 6、 K 2 7 7 - 2、 K 2 8 0、 K 2 8 1、 K319, K322, K327, K343, K376, K395, K415, K425, K4 27-2, K434, K442, K443, K458, K462, K484, K496, K4 96-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525 47, K549, K552, K552-2, K594-2, K595, K597, K597-2、K645、K677、K677-2、K695 (1歳未満の乳児に対して行われるものを 除く。)、K695-2、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6 、K732-2、K756(1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、K764、K 765、K779、K780、K780-2、K801、K803(6を除く。)、K818 からK820まで、K843、K850、K857、K859 (1を除く。)、K863-3 、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を 用いる手術(通則第4号に掲げる手術を除く。)については、別に厚生労働大臣が定める施設 基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 6 区分番号K528、K528-3、K535、K570-4、K583、K586の3、K 587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756 並びにK773に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K149、K149ー 2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2 まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、 K192, K239, K241, K243, K245, K259, K261, K268, K2 69、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397 、K398の2、K399、K403、K425からK426ー2まで、K501からK50 34-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589から K591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633 の4及び5、K634、K635-3、K636、K636-3、K636-4、K639、 K644, K647, K664, K666, K666-2, K667-2, K674, K67 4-2, K681, K684, K684-2, K697-5, K714, K714-2, K7 16の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729 -3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K7 51-2, K756, K756-2, K773, K773-5, K775, K804, K80 5からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重 が1,500グラム未満の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して実 施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を 加算する。
- 8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術(区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。)を行った場合は、乳幼児加算又は幼児加算として、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

- 9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K374-2、K376、 K394, K394-2, K410, K412, K415, K422, K424, K425, K439、K442の2及び3、K455、K458、K463の1及び3並びにK463-2に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所 定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
- 10 H I V 抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点
- 11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 感染症患者 (感染症法の規定に基づき都道府県 知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。)、B型肝炎感染患者(HBs又はH Be抗原陽性の者に限る。) 若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号LO 08に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号 L002に掲げる硬 膜外麻酔又は区分番号L004に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定 点数に加算する。
- 12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間 以外の時間若しくは深夜である手術(区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分 番号K915に掲げる生体臓器提供管理料を除く。)を行った場合において、当該手術の費用 は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
 - イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た 保険医療機関において行われる場合
 - (1) 休日加算1

所定点数の100分の160に相当する点数

(2) 時間外加算1 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の80に相当する点数

(3) 深夜加算 1

所定点数の100分の160に相当する点数

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規 定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注の ただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
 - (1) 休日加算2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算2(入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の40に相当する点数

(3) 深夜加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規 定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注の ただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料 に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる 手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁 術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、複合組織移植術、自家遊離複 合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを 同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術 と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術 と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術 と第10部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算 定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定
- 15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を中途で中絶しな ければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所 定点数により算定する。

- 16 区分番号K664に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、別に厚生労働大臣が定める手術を実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。
- 18 区分番号K502-5、K504-2、K513-2、K514-2の2、K514-2の3、K529-2、K529-3、K554-2、K655-2、K655-5、K657-2、K702-2、K703-2、K740-2、K778-2、K803-2、K865-2、K877-2及びK879-2(子宮体がんに限る。)に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。
- 19 区分番号K475及びK888に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行った場合においても算定できる。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

1,680点

1,250点

3 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)

イ 頭頸部のもの(長径20センチメートル以上のものに限る。) 8,600点

ロ その他のもの

2,400点

4 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満)

470点

- 5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) 850点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1,320点
- 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算 定する。
 - 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
 - 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り 100点を加算する。

K000-2 小児創傷処理(6歳未満)

- 1 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル未満) 1,250点
- 2 筋肉、臓器に達するもの(長径 2 . 5 センチメートル以上 5 センチメートル未満) 1,400点
- 3 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)

2,220点 3,430点

- 4 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)
 - 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満) 450点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満) 500点
- 7 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) 950点
- 8 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) 1,740点
- 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算

定する。

- 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
- 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り 100点を加算する。

K001 皮膚切開術

1 長径10センチメートル未満

570点

2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満

990点

3 長径20センチメートル以上

1,770点

K002 デブリードマン

1 100平方センチメートル未満

1,260点

2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満

4,300点

3 3,000平方センチメートル以上

10,030点

- 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はA群溶連菌感染症に 伴う壊死性筋膜炎の場合においては、5回に限り算定する。
 - 2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。
 - 3 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
 - 4 水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧 式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部)

1 長径3センチメートル未満

3,480点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

9,180点

3 長径6センチメートル以上

17,810点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外)

1 長径3センチメートル未満

2,110点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

4,070点 11,370点

3 長径6センチメートル以上 K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)

1 長径2センチメートル未満

1,660点

2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満

3,670点

3 長径4センチメートル以上

4,360点

K006 皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部以外)

1 長径3センチメートル未満

1,280点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

3,230点

3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満

4,160点

4 長径12センチメートル以上

8,320点

K006-2 鶏眼・胼胝切除術 (露出部で縫合を伴うもの)

1 長径2センチメートル未満

1,660点

2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満

3,670点

3 長径4センチメートル以上

4,360点

K006-3 鶏眼・胼胝切除術 (露出部以外で縫合を伴うもの)

1 長径3センチメートル未満

1,280点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満

3,230点 4,160点

3 長径6センチメートル以上

K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)

1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍

1,280点

2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍

2,050点

3 長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍

3,230点 4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍 4,160点 K007 皮膚悪性腫瘍切除術 1 広汎切除 28,210点 2 単純切除 11,000点 注 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検(悪性黒色腫等に係る ものに限る。)を併せて行った場合には、センチネルリンパ節加算として、5,000 点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。 K007-2 経皮的放射線治療用金属マーカー留置術 10,000点 K007-3 放射線治療用合成吸収性材料留置術 14,290点 K008 腋臭症手術 1 皮弁法 6,870点 2 皮膚有毛部切除術 3,000点 3 その他のもの 1,660点 (形成) K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 1,810点 2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満 4,370点 3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 9,610点 4 200平方センチメートル以上 13,640点 K 0 1 0 瘢痕拘縮形成手術 1 顔面 12,660点 2 その他 8,060点 K 0 1 1 顔面神経麻痺形成手術 1 静的なもの 19,110点 2 動的なもの 64,350点 K012 削除 K013 分層植皮術 1 25平方センチメートル未満 3,520点 2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満 6,270点 3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 9,000点 4 200平方センチメートル以上 25,820点 注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、 右下肢、腹部(胸部を含む。)又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定す る。 K013-2 全層植皮術 1 25平方センチメートル未満 10,000点 2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満 12,500点 3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 28,210点

4 200平方センチメートル以上

注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、 右下肢、腹部(胸部を含む。)又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定す る。

K014 皮膚移植術(生体·培養)

6,110点

40,290点

注1 生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。

2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の 費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

K014-2 皮膚移植術(死体)

1 200平方センチメートル未満

8,000点

2 200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	16,000点
3 500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	32,000点
4 1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	80,000点
5 3,000平方センチメートル以上	96,000点
K O 1 5 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	4 E10 E
1 25平方センチメートル未満	4,510点
2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満3 100平方センチメートル以上	13,720点
3 100平方センチメートル以上 K 0 1 6 動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	22,310点
K017 動脈 (及) 弁柄、腸 (及) 弁柄 K017 遊離皮弁術 (顕微鏡下血管柄付きのもの)	41, 120点
1 乳房再建術の場合	89,880点
2 その他の場合	94, 460点
K018 削除	34, 400 m
K019 複合組織移植術	19, 420点
K013 優古風職が個別 K020 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	131, 310点
K021 粘膜移植術	101, 010///
1 4平方センチメートル未満	6,510点
2 4平方センチメートル以上	7,820点
K O 2 1 - 2 粘膜弁手術	1,020///
1 4平方センチメートル未満	13, 190点
2 4平方センチメートル以上	13, 460点
K022 組織拡張器による再建手術 (一連につき)	,,
1 乳房(再建手術)の場合	18,460点
2 その他の場合	19,400点
K O 2 2 - 2 象皮病根治手術	·
1 大腿	27, 380点
2 下腿	23,400点
第2款 筋骨格系・四肢・体幹	
区分	
(筋膜、筋、腱、腱鞘)	
K 0 2 3 筋膜切離術、筋膜切開術	840点
K O 2 4 筋切離術	3,690点
K 0 2 5 股関節内転筋切離術	6,370点
K026 股関節筋群解離術	12, 140点
K026-2 股関節周囲筋腱解離術(変形性股関節症)	16,700点
注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
K O 2 7 筋炎手術 たい	
1 腸腰筋、殿筋、大腿筋	2,060点
2 その他の筋	1,210点
K028 腱鞘切開術(関節鏡下によるものを含む。)	2,050点
K029 筋肉内異物摘出術	3,440点
K030 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術	1-
1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	7,390点
2 手、足	3,750点
K O 3 1 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術	04 100 =
1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	24, 130点
2 手、足 沈 白宮如理學を用いた更建な行った担合は、如理學更建加質として	12,870点
注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として 定点数に加算する。	、15,000点を所
に	

K 0 3 2 削除	
K033 筋膜移植術	
1 指(手、足)	8,720点
2 その他のもの	10,310点
KO34 腱切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	4,290点
K035 腱剥離術(関節鏡下によるものを含む。)	13,580点
K O 3 5 - 2 腱滑膜切除術	9,060点
K036 削除	
K037 腱縫合術	13,580点
注 前腕から手根部の2指以上の腱縫合を実施した場合は、複数縫合加算	として1指
を追加するごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。たる	どし、加算
は1側当たり3指を超えないものとする。	
K O 3 7 - 2 アキレス腱断裂手術	8,710点
K038 腱延長術	10,750点
K039 腱移植術(人工腱形成術を含む。)	
1 指(手、足)	18,780点
2 その他のもの	23,860点
K O 4 O 腱移行術	
1 指(手、足)	15,570点
2 その他のもの	18,080点
K040-2 指伸筋腱脱臼観血的整復術	13,610点
K O 4 O — 3 腓骨筋腱腱 鞘 形成術	18,080点
K041 削除	
(四肢骨)	1 700 年
K O 4 2	1,730点
1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点
2 前腕、下腿	8,040点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3, 590点
K 0 4 3 - 2 削除	5, 550 MK
K 0 4 3 - 3 削除	
K O 4 4 骨折非観血的整復術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	1,600点
2 前腕、下腿	1,780点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440点
K 0 4 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	7,060点
2 前腕、下腿	4,100点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,990点
K O 4 6 骨折観血的手術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	18,810点
2 前腕、下腿、手舟状骨	15,980点
3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	11,370点
K O 4 6 - 2 観血的整復固定術 (インプラント周囲骨折に対するもの)	
1 肩甲骨、上腕、大腿	23,420点
2 前腕、下腿	18,800点
3 手、足、指(手、足)	13, 120点
K046-3 一時的創外固定骨折治療術	34,000点
K 0 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	12,500点

K047-2 難治性骨折超音波治療法(一連につき)	12,500点
K047-3 超音波骨折治療法(一連につき)	4,620点
注 骨折観血的手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定	する。
K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術	
1 頭蓋、顔面(複数切開を要するもの)	12,100点
2 その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	7,870点
3 前腕、下腿	5,200点
4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,620点
K O 4 9 骨部分切除術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	5,900点
2 前腕、下腿	4,410点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,280点
K O 5 O 腐骨摘出術 たい たい	
1 肩甲骨、上腕、大腿	15,570点
2 前腕、下腿	12,510点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	4,100点
K O 5 1 骨全摘術	
1 肩甲骨、上腕、大腿 2 前腕、下腿	27,890点
	15,570点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	5, 160点
K051-2 中手骨又は中足骨摘除術(2本以上)	5, 160点
注 2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。	
K052 骨腫瘍切除術	17 410 =
1 肩甲骨、上腕、大腿	17,410点
2 前腕、下腿 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	9,370点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 K O 5 2 - 2 削除	4,340点
K 0 5 2 - 2	
K 0 5 3	
1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点
2 前腕、下腿	32,040点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010点
注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、	
定点数に加算する。	10, 000/M 2//
K054 骨切り術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	28,210点
2 前腕、下腿	22,680点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	8,150点
注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とす	
おいて、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者	適合型変形矯
正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K055 削除	
K055-2 大腿骨頭回転骨切り術	44,070点
K055-3 大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	37,570点
K056 偽関節手術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	30,310点
2 前腕、下腿、手舟状骨	28,210点
3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	15,570点
K056-2 難治性感染性偽関節手術(創外固定器によるもの)	48,820点

K 0 5 7 変形治癒骨折矯正手術	
1 肩甲骨、上腕、大腿	34,400点
2 前腕、下腿	27, 550点
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	15,770点
注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて	·
患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算	
K058 骨長調整手術	, -0
1 骨端軟骨発育抑制術	16,340点
2 骨短縮術	15,200点
3 骨延長術(指(手、足))	16,390点
4 骨延長術(指(手、足)以外)	29,370点
K059 骨移植術(軟骨移植術を含む。)	
1 自家骨移植	16,830点
2 同種骨移植(生体)	28,660点
3 同種骨移植(非生体)	
イ 同種骨移植 (特殊なもの)	39,720点
ローその他の場合	21,050点
4 自家培養軟骨移植術	14,030点
注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	ı
K 0 5 9 - 2 関節鏡下自家骨軟骨移植術	22,340点
(四肢関節、靭帯)	
K O 6 O 関節切開術	
1 肩、股、膝	3,600点
2 胸鎖、肘、手、足	1,280点
3 肩鎖、指(手、足)	680点
K O 6 O - 2 肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	0.010 =
1 観血的に行うもの	8,640点
2 関節鏡下で行うもの ************************************	12,720点
K060-3 化膿性又は結核性関節炎掻爬術	20 000 =
1 肩、股、膝	20,020点
2 胸鎖、肘、手、足3 肩鎖、指(手、足)	13, 130点
3 肩鎖、指(手、足) K061 関節脱臼非観血的整復術	3, 330点
1 肩、股、膝	1,800点
2 胸鎖、肘、手、足	1,560点
3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	960点
K O 6 2 先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	000/IK
1 リーメンビューゲル法	2,050点
2 その他	2,950点
K063 関節脱臼観血的整復術	,
1 肩、股、膝	28,210点
2 胸鎖、肘、手、足	18,810点
3 肩鎖、指(手、足)	15,080点
K O 6 4 先天性股関節脱臼観血的整復術	23,240点
K065 関節内異物(挿入物を含む。)除去術	
1 肩、股、膝	12,540点
2 胸鎖、肘、手、足	4,600点
3 肩鎖、指(手、足)	2,950点
K 0 6 5 - 2 関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術	

1 肩、股、膝	13, 950点
2 胸鎖、肘、手、足	12, 300点
3 肩鎖、指(手、足)	7, 930点
K066 関節滑膜切除術	1, 550 m
1 肩、股、膝	17,750点
2 胸鎖、肘、手、足	11, 200点
3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-2 関節鏡下関節滑膜切除術	1, 300/11
1 肩、股、膝	17,610点
2 胸鎖、肘、手、足	17,010点
3 肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-3 滑液膜摘出術	10,000/75
1 肩、股、膝	17,750点
2 胸鎖、肘、手、足	11, 200点
3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-4 関節鏡下滑液膜摘出術	1, 350/11
1 肩、股、膝	17,610点
2 胸鎖、肘、手、足	17,010点
	16,060点
3 月鎖、指。(手、足) K 0 6 6 - 5 膝蓋骨滑液囊切除術	11, 200点
K066-6 関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030点
K066-7 掌指関節滑膜切除術	7, 930点
K066-8 関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060点
K067 関節 鼠 摘出手術	10, 000///
1 肩、股、膝	15,600点
2 胸鎖、肘、手、足	10,580点
	3,970点
3 肩鎖、指(手、足) K 0 6 7 - 2 関節鏡下関節 鼠 摘出手術	0, 010///
1 肩、股、膝	17,780点
2 胸鎖、肘、手、足	19, 100点
3 肩鎖、指(手、足)	12,000点
K068 半月板切除術	9, 200点
K068-2 関節鏡下半月板切除術	15, 090点
K069 半月板縫合術	11, 200点
K069-2 関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	16,730点
K069-3 関節鏡下半月板縫合術	18,810点
K070 ガングリオン摘出術	10, 010///
1 手、足、指(手、足)	3,050点
2 その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3, 190点
K 0 7 1 削除	0, 130///
K 0 7 2 関節切除術	
1 肩、股、膝	23, 280点
2 胸鎖、肘、手、足	16, 070点
3 肩鎖、指(手、足)	6,800点
K073 関節内骨折観血的手術	0,000///
1 肩、股、膝、肘	20,760点
2 胸鎖、手、足	17,070点
3 肩鎖、指(手、足)	11, 990点
K073-2 関節鏡下関節内骨折観血的手術	11,000///

	97 790 =
1 肩、股、膝、肘	27,720点
2 胸鎖、手、足	22,690点
3 肩鎖、指(手、足)	14,360点
K O 7 4 靱帯断裂縫合術	17 070 5
	17,070点
2 膝側副靱帯	16,560点
3 指 (手、足) その他の靱帯	7,600点
K O 7 4 - 2 関節鏡下靱帯断裂縫合術	04 170 =
	24, 170点
2 膝側副靱帯	16,510点
3 指(手、足)その他の靱帯	15,720点
K O 7 5 非観血的関節授動術	1 500 占
1 肩、股、膝	1,590点
2 胸鎖、肘、手、足	1,260点
3 肩鎖、指(手、足)	490点
K O 7 6 観血的関節授動術 1 肩、股、膝	20 000 占
	38, 890点
2 胸鎖、肘、手、足3 肩鎖、指(手、足)	28,210点
る 月頭、疳(子、た) K076-2 関節鏡下関節授動術	10, 150点
1 肩、股、膝	16 660占
2 胸鎖、肘、手、足	46, 660点 33, 850点
3 肩鎖、指(手、足)	10, 150点
K O 7 7 観血的関節制動術	10, 130,55
1 肩、股、膝	27, 380点
2 胸鎖、肘、手、足	16,040点
3 肩鎖、指(手、足)	5,550点
K078 観血的関節固定術	5, 550 m
1 肩、股、膝	21,640点
2 胸鎖、肘、手、足	22, 300点
3 肩鎖、指(手、足)	8,640点
K079 靱帯断裂形成手術	0, 040///
1 十字靱帯	28, 210点
2 膝側副靱帯	18,810点
3 指(手 _た 足)その他の靱帯	16, 350点
K079-2 関節鏡下靱帯断裂形成手術	10, 000///
1 十字靱帯	34, 980点
2 膝側副靱帯	17, 280点
3 指 (手、足) その他の靱帯	18, 250点
4 内側膝蓋大腿靱帯	24, 210点
注 1について、前十字靱帯及び後十字靱帯に対して一期的に形成律	デを実施した場合
は、一期的両靱帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K080 関節形成手術	
1 肩、股、膝	45,720点
2 胸鎖、肘、手、足	28, 210点
3 肩鎖、指(手、足)	14,050点
注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点数	
K080-2 内反足手術	25, 930点
K080-3 肩腱板断裂手術	,

1 簡単なもの	18,700点
2 複雑なもの the contract the contract to the con	24,310点
K080-4 関節鏡下肩腱板断裂手術	
1 簡単なもの	27,040点
2 複雑なもの	38,670点
K080-5 関節鏡下肩関節唇形成術	,
1 腱板断裂を伴うもの	45, 200点
2 腱板断裂を伴わないもの	32, 160点
K080-6 関節鏡下股関節唇形成術	44,830点
K081 人工骨頭挿入術	
1 肩、股	19,500点
2 肘、手、足	18,810点
3 指(手、足)	10,880点
K082 人工関節置換術	
1 肩、股、膝	37,690点
2 胸鎖、肘、手、足	28, 210点
	15,970点
K082-2 人工関節抜去術	
1 肩、股、膝	30,230点
2 胸鎖、肘、手、足	23,650点
3 肩鎖、指(手、足)	15,990点
K082-3 人工関節再置換術	
1 肩、股、膝	54,810点
2 胸鎖、肘、手、足	34, 190点
3 肩鎖、指(手、足)	21, 930点
30 34	
	91,500点
K082-5 人工距骨全置換術	27, 210点
K082-6 人工股関節 摺 動面交換術	25,000点
K083 鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。) (1局所につき
)	3,620点
注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等に	よる直達牽引の所
定点数のみにより算定する。	
K083-2 内反足足板挺子固定	2,030点
注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足	てい
点数のみにより算定する。	
(四肢切断、離断、再接合)	04 000 =
K O 8 4 四肢切断術(上腕、前腕、手、大腿、下腿、足)	24, 320点
K084-2 肩甲帯離断術	36,500点
K085 四肢関節離断術	
1 肩、股、膝	31,000点
2 肘、手、足	11,360点
3 指(手、足)	3,330点
K086 断端形成術 (軟部形成のみのもの)	
1 指(手、足)	2,770点
2 その他	3,300点
	ა, ასს点
K087 断端形成術(骨形成を要するもの)	—
1 指(手、足)	7,410点
2 その他	10,630点
K088 切断四肢再接合術	

1 四肢	144,680点
2 指(手、足)	81,900点
(手、足)	01, 0007,11
K089	770点
K O 9 O ひょう	
1 軟部組織のもの	1,190点
2 骨、関節のもの	1,280点
K 0 9 0 - 2 風 棘 手術	990点
K091 陷入爪手術	
1 簡単なもの	1,400点
2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
K 0 9 2 削除	
K 0 9 3 手根管開放手術	4,110点
K 0 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術	10,400点
K O 9 4 足三関節固定(ランブリヌディ)手術	27,890点
K095 削除	
K096 手掌、足底腱膜切離・切除術	
1 鏡視下によるもの	4,340点
2 その他のもの	2,750点
K096-2 体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000点
K 0 9 7 手掌、足底異物摘出術	3, 190点
K098 手掌屈筋腱縫合術	13,300点
K099 指瘢痕拘縮手術	8, 150点
K 0 9 9 - 2 デュプイトレン拘縮手術	10 420 =
1 1指	10,430点
2 2指から3指 3 4指以上	22, 480点 32, 710点
8 4 1 0 0 多指症手術	52,710点
1 軟部形成のみのもの	2,640点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	15,570点
K101 合指症手術	10, 010///
1 軟部形成のみのもの	8,720点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	15, 570点
K101-2 指癒着症手術	10, 010///
1 軟部形成のみのもの	7,320点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,910点
K102 巨指症手術	
1 軟部形成のみのもの	8,720点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	21,240点
K103 屈指症手術、斜指症手術	
1 軟部形成のみのもの	13,810点
2 骨関節、腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 4 削除	
K105 裂手、裂足手術	27,890点
K106 母指化手術	35,610点
K107 指移植手術	116,670点
K108 母指対立再建術	22,740点
K109 神経血管柄付植皮術 (手、足)	40,460点
K110 第四足指短縮症手術	10,790点

K110-2 第一足指外反症矯正手術	10,790点
K 1 1 1 削除	
(脊柱、骨盤)	
K 1 1 2 腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
K113 腸骨窩膿瘍掻爬術	13,920点
K114及びK115 削除	
K116 脊椎、骨盤骨掻爬術	17,170点
K117 脊椎脱臼非観血的整復術	2,570点
K117-2 頸椎非観血的整復術	2,570点
K117-3 椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
K118 脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030点
K119 仙腸関節脱臼観血的手術	24, 320点
K120 恥骨結合離開観血的手術	7,890点
K120-2 恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
K121 骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
K122及びK123 削除	
K124 腸骨翼骨折観血的手術	15,760点
K124-2	52,540点
K125 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的=	
	32,110点
K126 脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)	
1 棘突起、腸骨翼	3,150点
2 その他のもの	4,510点
K126-2 自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K127 削除	10 500 5
K128 脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	13,520点
K129からK131まで 削除	17 000 F
K131-2 内視鏡下椎弓切除術	17,300点
注 2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに	
の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎『 する。	フを超んないものと
9 る。 K 1 3 2 削除	
K 1 3 3 黄色靱帯骨化症手術	28,730点
K 1 3 3 - 2 後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)	78, 500点
K134 椎間板摘出術	10, 000/75
1 前方摘出術	40, 180点
2 後方摘出術	23,520点
3 側方摘出術	28, 210点
4 経皮的髓核摘出術	15, 310点
注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間	
椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する	
ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K134-2 内視鏡下椎間板摘出(切除)術	
1 前方摘出術	75,600点
2 後方摘出術	30, 390点
注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間	·
椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する	
ただし、加算は2椎間を超えないものとする。	
17.1 0.4 0 1 一块用户图片体 (河东北)	26 700 E

36,780点

K134-3 人工椎間板置換術 (頸椎)

注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。

K134-4 椎間板内酵素注入療法 5,350点 K135 脊椎、骨盤腫瘍切除術 36,620点 K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術 90,470点 K136-2 腫瘍脊椎骨全摘術 113,830点 K137 骨盤切断術 48,650点 K138 脊椎披裂手術 1 神経処置を伴うもの 29,370点 2 その他のもの 22,780点 K139 脊椎骨切り術 60,330点 K140 骨盤骨切り術 36,990点 K 1 4 1 臼蓋形成手術 28,220点 K141-2 寛骨臼移動術 40,040点 K141-3 脊椎制動術 16,810点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。)

1 前方椎体固定37, 240点2 後方又は後側方固定32,890点3 後方椎体固定41,160点4 前方後方同時固定66,590点5 椎弓切除13,310点6 椎弓形成24,260点

- 注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加するごとに、 追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4 を超えないものとする。
 - 2 2から4までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手 術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る5及び6に掲げる手術の所定点数が含ま れる。
- K142-2 脊椎側彎症手術

1 固定術 55,950点

2 矯正術

イ 初回挿入112, 260点ロ 交換術48, 650点ハ 伸展術20, 540点

注 1及び2のロ(胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。)について、椎間が2 以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点 数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。

K142-3 内視鏡下脊椎固定術 (胸椎又は腰椎前方固定)

101,910点

注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に 相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。

K142-4 経皮的椎体形成術

19.960点

- 注1 複数椎体に行った場合は、1椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の 50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎体を超えないものとする。
 - 2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 1 4 2 - 5内視鏡下椎弓形成術30,390点K 1 4 2 - 6歯突起骨折骨接合術23,750点K 1 4 2 - 7腰椎分離部修復術28,210点

K143 仙腸関節固定術	29, 190点
K144 体外式脊椎固定術	25,800点
第3款 神経系・頭蓋	
通則	
本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は	は、所定点数に含まれる
ものとする。	
区分	
(頭蓋、脳)	
K145 穿頭脳室ドレナージ術	2,330点
K146 頭蓋開溝術	17,310点
K147 穿頭術 (トレパナチオン)	1,840点
K147-2 頭蓋内モニタリング装置挿入術	6,310点
K148 試験開頭術	15,850点
K149 減圧開頭術	
1 キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	28, 280点
2 その他の場合	26,470点
K149-2 後頭蓋窩減圧術	31,000点
K 1 5 0 脳膿瘍排膿術	21,470点
K 1 5 1 削除	
K 1 5 1 - 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060点
K 1 5 2 耳性頭蓋内合併症手術	56,950点
K152-2 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520点
K153 鼻性頭蓋内合併症手術	52,870点
K154 機能的定位脳手術	
1 片側の場合	52,300点
2 両側の場合	94, 500点
K154-2 顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術	
	131,630点
K154-3 定位脳腫瘍生検術	20,040点
K154-4 集束超音波による機能的定位脳手術	105,000点
K155 脳切截術 (開頭して行うもの)	19,600点
K156 延髄における脊髄視床路切截術	40,950点
K157 三叉神経節後線維切截術	36, 290点
K158 視神経管開放術	36, 290点
K159 顔面神経減圧手術(乳様突起経由)	44,500点
K159-2 顔面神経管開放術	44, 500点
K160 脳神経手術(開頭して行うもの)	37,620点
K160-2 頭蓋内微小血管減圧術	43,920点
K161 頭蓋骨腫瘍摘出術	23, 490点
K162 頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	36, 290点
K163 頭蓋骨膜下血腫摘出術	10,680点
K164 頭蓋内血腫除去術 (開頭して行うもの)	
1 硬膜外のもの	35,790点
2 硬膜下のもの	36,970点
3 脳内のもの ***********************************	47,020点
K 1 6 4 - 2 慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K164-3 脳血管塞栓(血栓)摘出術	37,560点
K164-4 定位的脳内血腫除去術	18,220点
K164-5 内視鏡下脳内血腫除去術	47, 020点

K 1 6 5	脳内異物摘出術	45,630点
	脳膿瘍全摘術	36, 500点
	頭蓋内腫瘤 摘出術	61, 720点
	脳切除術	36, 290点
	頭蓋內腫瘍摘出術	00, 200///
KIOJ.	1 松果体部腫瘍	158, 100点
	2 その他のもの	132, 130点
	注1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒	
	算として、4,500点を所定点数に加算する。	
	2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポ	ルフィンナトリ
	ウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線力学	
	場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を	別化点数に加昇
IZ 1 7 0	する。	76 000 =
	経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	87, 200点
K 1 7 1 –		110 050 5
	1 下垂体腫瘍	110,970点
	2 頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)	126, 120点
K 1 7 2	脳動静脈奇形摘出術	
	1 単純なもの	141,830点
	2 複雑なもの	179,830点
	脳・脳膜脱手術	36, 290点
K 1 7 4	水頭症手術	
	1 脳室穿破術(神経内視鏡手術によるもの)	38,840点
	2 シャント手術	24,310点
K 1 7 4 –	りゆう	1,680点
K175	脳動脈 瘤 被包術	
	1 1 箇所	82,020点
	2 2 箇所以上	94,040点
K 1 7 6	脳動脈 瘤 流入血管クリッピング(開頭して行うもの)	
	1 1 箇所	82,730点
	2 2 箇所以上	108, 200点
K 1 7 7	脳動脈 瘤 頸部クリッピング	
	1 1 箇所	114,070点
	2 2 箇所以上	128, 400点
	注1 開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、クリ	ッピングを要す
	る病変の箇所数に応じて算定する。	
	2 ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて	
	ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加	
	3 ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて	
	ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算	算する。
K 1 7 8	脳血管内手術	
	1 1 箇所	66, 270点
	2 2 箇所以上	84,800点
	3 脳血管内ステントを用いるもの	82,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 –	2 経皮的脳血管形成術	39, 780点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 –	3 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	

1 頭蓋内脳血管の場合	36,280点
2 頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	25,880点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K178-4 経皮的脳血栓回収術	33, 150点
K178-5 経皮的脳血管ステント留置術	35,560点
K179 髄液漏閉鎖術	39,380点
K180 頭蓋骨形成手術	
1 頭蓋骨のみのもの	17,530点
2 硬膜形成を伴うもの	23,660点
3 骨移動を伴うもの	40,950点
注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181 脳刺激装置植込術	
1 片側の場合	65, 100点
2 両側の場合	71,350点
K181-2 脳刺激装置交換術	14,270点
K181-3 頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4 迷走神経刺激装置植込術	28,030点
K181-5 迷走神経刺激装置交換術	14,270点
K181-6 頭蓋內電極植込術	
1 硬膜下電極によるもの	65,100点
2 脳深部電極によるもの	
イ 7本未満の電極による場合	71,350点
ロ 7本以上の電極による場合	96,850点
(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K182 神経縫合術	
1 指(手、足)	15,160点
2 その他のもの	24,510点
K182-2 神経交差縫合術	
1 指(手、足)	43,580点
2 その他のもの	46,180点
K182-3 神経再生誘導術	
1 指(手、足)	12,640点
2 その他のもの	21,590点
K183 脊髄硬膜切開術	25,840点
K183-2 空洞・くも膜下腔シャント術(脊髄空洞症に対するもの)	26,450点
K184 減圧脊髄切開術	26,960点
K185 脊髄切截術	38,670点
K186 脊髄硬膜内神経切断術	38,670点
K187 脊髓視床路切截術	42,370点
K188 神経剥離術	
1 鏡視下によるもの	14,170点
2 その他のもの	10,900点
K188-2 硬膜外腔癒着剥離術	11,000点
K189 脊髄ドレナージ術	408点
K190 脊髓刺激装置植込術	
1 脊髄刺激電極を留置した場合	24,200点
2 ジェネレーターを留置した場合	16,100点
注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K190-2 脊髄刺激装置交換術	15,650点

けい ひ くう	
K190-3 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37, 130点
K190-4 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	7,290点
K190-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	780点
注 1月に1回に限り算定する。	
K190-6 仙骨神経刺激装置植込術	
1 脊髄刺激電極を留置した場合	24, 200点
2 ジェネレーターを留置した場合	16, 100点
K190-7 仙骨神経刺激装置交換術	13,610点
K191 脊髄腫瘍摘出術	
1 髄外のもの	62,000点
2 髄内のもの	118,230点
K192 脊髄血管腫摘出術	106,460点
K193 神経腫切除術	
1 指(手、足)	5,770点
2 その他のもの	10,770点
注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指	(手、足) の場合は
2,800点を、その他の場合は4,000点を所定点数に加算する。	
K193-2 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術 (露出部)	
1 長径2センチメートル未満	1,660点
2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
3 長径4センチメートル以上	4,360点
K193-3 レックリングハウゼン病偽神経腫切除術 (露出部以外)	
1 長径3センチメートル未満	1,280点
2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
3 長径6センチメートル以上	4,160点
K194 神経捻除術	
1 後頭神経	4,410点
2 上眼窩神経	4,410点
3 眼窩下神経	4,410点
4 おとがい神経	4,410点
5 下顎神経	7,750点
K 1 9 4 − 2 横隔神経麻痺術	4,410点
K194-3 眼窩下孔部神経切断術	4,410点
K194-4 おとがい孔部神経切断術	4,410点
K195 交感神経切除術	
1 頸動脈周囲	8,810点
2 股動脈周囲	8,810点
K195-2 尾動脈腺摘出術	7,750点
K196 交感神経節切除術	
1 頸部	26,030点
2 胸部	16,340点
3 腰部	17,530点
K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500点
K196-3 ストッフェル手術	12, 490点
K 1 9 6 - 4 閉鎖神経切除術	12,490点
K196-5 末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、	けいひ
腹神経に限る。)	12, 490点
K197 神経移行術	23,660点
K198 神経移植術	23, 520点
	20, 020///

第4款 眼

	/\
区.	7.1

(涙道)

(冺道)	
K199 涙点、涙小管形成術	660点
K200 淚囊切開術	830点
K200-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点
K 2 0 1 先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720点
K202 涙管チューブ挿入術	
1 涙道内視鏡を用いるもの	2,350点
2 その他のもの	1,810点
K203 淚囊摘出術	4,590点
K204 涙囊鼻腔吻合術	23,490点
K205 淚囊瘻管閉鎖術	3,720点
K206 涙小管形成手術	16,730点
(眼瞼)	
K207	1,580点
K208 麦粒腫切開術	410点
K209 眼瞼膿瘍切開術	570点
K 2 0 9 - 2 外眥切開術	570点
K 2 1 0 削除	
K211 睫毛電気分解術(毛根破壊)	560点
K212 兎眼矯正術	6,700点
K213 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440点
K214 霰粒腫摘出術	700点
K215 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,730点
K215-2 眼臉結膜腫瘍手術	5,140点
K216 眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900点
K217 眼瞼内反症手術	
1 縫合法	1,990点
2 皮膚切開法	2,590点
K218 眼瞼外反症手術	4,400点
K219 眼瞼下垂症手術	
1 眼瞼挙筋前転法	7,200点
2 筋膜移植法	18,530点
3 その他のもの	6,070点
(結膜)	
K 2 2 0 結膜縫合術	1,260点
K221 結膜結石除去術	
1 少数のもの(1 眼瞼ごと)	260点
2 多数のもの(1 眼瞼ごと)	390点
K222 結膜下異物除去術	470点
K 2 2 3 結膜囊形成手術	
1 部分形成	2,250点
2 皮膚及び結膜の形成	14,960点
3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730点
K223-2 内眥形成術	16,730点
K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)	3,650点
K 2 2 5 結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
K225-2 結膜腫瘍摘出術	6,290点

K225-3 結膜肉芽腫摘除術	800点
(眼窩、涙腺)	1 000 =
K226 眼窩膿瘍切開術	1,390点
K227 眼窩骨折観血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,960点
K 2 2 8 眼窩骨折整復術	29, 170点
K229 眼窩内異物除去術 (表在性)	8,240点
K 2 3 0 眼窩内異物除去術(深在性)	
1 視神経周囲、眼窩尖端	27,460点
2 その他	14,960点
K231及びK232 削除	
K 2 3 3 眼窩内容除去術	16,980点
K 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術(表在性)	6,770点
K235 眼窩內腫瘍摘出術(深在性)	45,230点
K236 眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K237 眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	19,300点
(眼球、眼筋)	
K 2 3 8 削除	
K239 眼球内容除去術	6,130点
K 2 4 0 削除	
K241 眼球摘出術	3,670点
K242 斜視手術	
1 前転法	4,280点
2 後転法	4,200点
3 前転法及び後転法の併施	10,970点
4 斜筋手術	9,970点
5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
K 2 4 3 義眼台包埋術	8,010点
K244 眼筋移動術	19,330点
K245 眼球摘出及び組織又は義眼台充填術	8,790点
(角膜、強膜)	
K246 角膜・強膜縫合術	3,580点
K 2 4 7 削除	
K 2 4 8 角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980点
K248-2 顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K249 角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼 灼 術	1,190点
K250 角膜切開術	990点
K 2 5 1 削除	
K252 角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3 削除	
K254 治療的角膜切除術	
1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状が	角膜変性に係るもの
に限る。)	10,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	,
2 その他のもの	2,650点
K255 強角膜瘻孔閉鎖術	11,610点
K 2 5 6 角膜潰瘍結膜被覆術	2,650点
K 2 5 7 角膜表層除去併用結膜被覆術	8,300点
K 2 5 8 削除	, ////
K259 角膜移植術	52,600点
/ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	,,,

- 注 1 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。
 - 2 内皮移植による角膜移植を実施した場合は、内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。

所定点数に加算する。	
K 2 6 0 強膜移植術	18,810点
K 2 6 0 - 2 羊膜移植術	10,530点
K 2 6 1 角膜形成手術	3,060点
K 2 6 2 削除	
(ぶどう膜)	
K 2 6 3 及び K 2 6 4 削除	
K 2 6 5 虹彩腫瘍切除術	20,140点
K 2 6 6 毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	35,820点
K 2 6 7 削除	
K 2 6 8 緑内障手術	
1 虹彩切除術	4,740点
2 流出路再建術	19,020点
3 濾過手術	23,600点
4 緑内障治療用インプラント挿入術 (プレートのないもの)	34, 480点
5 緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)	45, 480点
6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	27,990点
K 2 6 9 虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K270 虹彩光凝固術	6,620点
K271 毛様体光凝固術	5,600点
K272 毛様体冷凍凝固術	2,160点
K273 隅角光凝固術	9,660点
(眼房、網膜)	
K 2 7 4 前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K275 網膜復位術	34,940点
K276 網膜光凝固術	
1 通常のもの (一連につき)	10,020点
2 その他特殊なもの(一連につき)	15,960点
K277 網膜冷凍凝固術	15,750点
K277-2 黄斑下手術	47, 150点
(水晶体、硝子体)	
K278 硝子体注入・吸引術	2,280点
K279 硝子体切除術	15,560点
K 2 8 0 硝子体茎顕微鏡下離断術	
1 網膜付着組織を含むもの	38,950点
2 その他のもの	29,720点
K280-2 網膜付着組織を含む硝子体切除術 (眼内内視鏡を用いるもの)	47,780点
K 2 8 1 增殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1 - 2 網膜再建術	69,880点
K282 水晶体再建術	
1 眼内レンズを挿入する場合	
イ 縫着レンズを挿入するもの	17,840点
ローその他のもの	12, 100点
2 眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
3 計画的後嚢切開を伴う場合	21,780点
汁1 ・ 水目体裏 世話 リングな 休田 した 担合け 一	11 営士で

注1 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。

2 1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収差解析加算として、150点を所定点数に加算する。

150点を所定点数に加算する。	
K282-2 後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3 削除	
K284 硝子体置換術	6,890点
第5款 耳鼻咽喉	
区分	
(外耳)	
K 2 8 5 耳介血腫開窓術	460点
K286 外耳道異物除去術	
1 単純なもの	260点
2 複雑なもの	850点
K287 先天性耳瘻管摘出術	3,900点
K 2 8 8 副耳(介)切除術	2,240点
K289 耳茸摘出術	1,000点
K290 外耳道骨増生(外骨腫)切除術	10,120点
K290-2 外耳道骨腫切除術	7,670点
K291 耳介腫瘍摘出術	4,730点
K292 外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	7,600点
K 2 9 3 耳介悪性腫瘍手術	22, 290点
K 2 9 4 外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	35, 590点
K 2 9 5 耳後瘻孔閉鎖術	4,000点
K296 耳介形成手術	
1 耳介軟骨形成を要するもの	19,240点
2 耳介軟骨形成を要しないもの	9,960点
K297 外耳道形成手術	19,240点
K298 外耳道造設術・閉鎖症手術	36,700点
K299 小耳症手術	
1 軟骨移植による耳介形成手術	56, 140点
2 耳介挙上	14,740点
(中耳)	
K300 鼓膜切開術	830点
K301 鼓室開放術	7,280点
K302 上鼓室開放術	13,140点
K303 上鼓室乳突洞開放術	24,720点
K304 乳突洞開放術 (アントロトミー)	13,480点
K305 乳突削開術	24,490点
K306 錐体部手術	38,470点
K307 削除	
K308 耳管内チューブ挿入術	1,420点
K308-2 耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420点
K309 鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670点
K310 乳突充填術	7,470点
K311 鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,900点
K312 鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020点
K313 中耳、側頭骨腫瘍摘出術	38,330点
K314 中耳悪性腫瘍手術	
1 切除	41,520点

0. 加西馬拉山外	CO C10 =
2 側頭骨摘出術 K315 鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	68, 640点 9, 900点
K316 S状洞血栓(静脈炎)手術 K317 中耳根治手術	24, 730点 42, 440点
K318 鼓膜形成手術	
	18, 100点
K319 鼓室形成手術 1 耳小骨温存術	24 660 占
1	34,660点
K320 アブミ骨摘出術・可動化手術	51, 330点 32, 140点
K320-2 人工中耳植込術 (内耳)	32, 140点
K321 内耳開窓術	31, 970点
K321 科特	51, 970点 64, 930点
o δ	
K323 内リンパ嚢開放術K324 削除	28,890点
K 3 2 5 迷路摘出術	
1 部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	29, 220点
1 部分領山(廃迩路領山州を占む。) 2 全摘出	38,890点
	36, 690点
K326 削除 K327 内耳窓閉鎖術	22 250 占
K328 人工内耳植込術	23, 250点 40, 810点
K328-2 植込型骨導補聴器移植術	
K328-3 植込型骨導補聴器交換術	10,620点 1,840点
	1, 040点
(鼻) K329 鼻中隔膿瘍切開術	620点
K330 鼻中隔血腫切開術	820点
K331 鼻腔粘膜焼 灼 術	1,080点
K331-2 下甲介粘膜焼 灼 術	1,080点
K331-2 下中介和展別 内 州	2,910点
K332 削除	2, 910点
K333 鼻骨骨折整復固定術	2, 130点
K333-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点
K333-3 鼻骨骨折徒手整復術	1, 970点
K334 鼻骨骨折観血的手術	1, 970点 5, 720点
K334-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術	23,060点
K335 鼻中隔骨折観血的手術	3,940点
K335-2 上顎洞鼻内手術 (スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,740点
K335-3 上顎洞鼻外手術	2,740点
K336 鼻内異物摘出術	690点
K337 鼻前庭囊胞摘出術	4, 980点
K338 鼻甲介切除術	4, 300////
1 高周波電気凝固法によるもの	1,080点
2 その他のもの	3, 320点
K338-2 削除	ਹ, ਹ ੁ ਹਾਜ਼
K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術	4, 260点
K340 鼻茸摘出術	1,310点
K340-2 削除	1, 010/17
K340-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I 型(副鼻腔自然口開窓術)	3,600点
K340-4 内視鏡下鼻·副鼻腔手術Ⅱ型(副鼻腔単洞手術)	12,000点
	12,000///

注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を所定点数に加算する。	
K340-5 内視鏡下鼻·副鼻腔手術Ⅲ型(選択的(複数洞)副鼻腔手術)	24,910点
K340-6 内視鏡下鼻・副鼻腔手術IV型 (汎副鼻腔手術)	32,080点
K340-7 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)	51,630点
K341 上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510点
K342 鼻副鼻腔腫瘍摘出術	15,200点
K343 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	,
1 切除	25,040点
2 全摘	49,690点
K344 経鼻腔的翼突管神経切除術	30,460点
K345 萎縮性鼻炎手術(両側)	22,370点
K346 後鼻孔閉鎖症手術	
1 単純なもの(膜性閉鎖)	4,360点
2 複雑なもの(骨性閉鎖)	27,040点
K347 鼻中隔矯正術	8,230点
K347-2 変形外鼻手術	16,390点
K347-3 内視鏡下鼻中隔手術I型(骨、軟骨手術)	6,620点
K347-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,440点
K347-5 内視鏡下鼻腔手術 I型(下鼻甲介手術)	7,940点
K347-6 内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型(鼻腔内手術)	3,170点
K347-7 内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型(鼻孔閉鎖症手術)	19,940点
(副鼻腔)	
K348及びK349 削除	
K350 前頭洞充填術	13,200点
K351 削除	
K352 上顎洞根治手術	7,990点
K352-2 鼻内上顎洞根治手術	3,330点
K352-3 副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660点
K353 鼻内篩骨洞根治手術	5,000点
K354からK356まで 削除	
K 3 5 6 - 2 鼻外前頭洞手術	16,290点
K357 鼻内蝶形洞根治手術	3,820点
K358 上顎洞篩骨洞根治手術	11,310点
K359 前頭洞篩骨洞根治手術	11,290点
K360 篩骨洞蝶形洞根治手術	11,290点
K361 上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	12,630点
K362 上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術	14,110点
K362-2 経上顎洞的顎動脈結紮術	28,630点
K363 前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	13,440点
K364 汎副鼻腔根治手術	20,010点
K365 経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K366 削除	
(咽頭、扁桃)	
K367 咽後膿瘍切開術	1,900点
K368 扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K369 咽頭異物摘出術	
1 簡単なもの	500点
2 複雑なもの	2,100点
K370 アデノイド切除術	1,600点

The second secon	
K371 上咽頭腫瘍摘出術	5 050 F
1 経口腔によるもの	5,350点
2 経鼻腔によるもの (April a large to be a second to be a	6,070点
3 経副鼻腔によるもの	8,790点
4 外切開によるもの - K 2 7 1 - 2 「PREE 12 N - 2 12 N + 12 1	16, 590点
K 3 7 1 - 2 上咽頭ポリープ摘出術	4 400 =
1 経口腔によるもの 2 名 ¹	4,460点
2 経鼻腔によるもの3 経副鼻腔によるもの	5,060点
	8,270点
4 外切開によるもの	15,080点
K372 中咽頭腫瘍摘出術 1 経口腔によるもの	9 710占
1 経口腔によるもの 2 外切開によるもの	2,710点 16,260点
K373 下咽頭腫瘍摘出術	10, 200点
1 経口腔によるもの	7, 290点
2 外切開によるもの	16,300点
K374 咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	35, 340点
K374-2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	38,740点
K375 鼻咽腔線維腫手術	50, 140 <i>m</i>
1 切除	9,630点
2 摘出	37,850点
K375-2 鼻咽腔閉鎖術	23, 790点
K376 上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K377 口蓋扁桃手術	00,000///
1 切除	1,720点
2 流 治 治	3,600点
K378 舌扁桃切除術	1, 230点
K379 副咽頭間隙腫瘍摘出術	2, 2007///
1 経頸部によるもの	34,320点
2 経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	55, 200点
K379-2 副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	,
1 経頸部によるもの	47,580点
2 経側頭下窩によるもの(下顎離断によるものを含む。)	91,500点
K380 過長茎状突起切除術	6,440点
K381 上咽頭形成手術	10,110点
K382 咽頭瘻閉鎖術	12,770点
K382-2 咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	12,770点
(喉頭、気管)	
K383 喉頭切開·截開術	13,420点
K384 喉頭膿瘍切開術	2,140点
K384-2 深頸部膿瘍切開術	4,800点
K385 喉頭浮腫乱切術	2,040点
K386 気管切開術	3,080点
K386-2 輪状甲状靭帯切開術	1,970点
K387 喉頭粘膜焼焼術(直達鏡によるもの)	2,860点
K388 喉頭粘膜下異物挿入術	3,630点
K388-2 喉頭粘膜下軟骨片挿入術	12,240点
K389 喉頭・声帯ポリープ切除術	
1 間接喉頭鏡によるもの	2,990点

の一方法性部位フリーノバーファープにトフィの	4 200 =
2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K390 喉頭異物摘出術	0 000 =
1 直達鏡によらないもの	2,920点
2 直達鏡によるもの	5, 250点
K391 気管異物除去術	5 000 H
1 直達鏡によるもの	5,320点
2 開胸手術によるもの ************************************	43,340点
K392 喉頭蓋切除術	3,190点
K392-2 喉頭蓋嚢腫摘出術	3, 190点
K393 喉頭腫瘍摘出術	
1 間接喉頭鏡によるもの	3,420点
2 直達鏡によるもの	4,310点
K394 喉頭悪性腫瘍手術	
1 切除	38,800点
2 全摘	63,710点
K394-2 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	
1 切除	42, 200点
2 全摘 けいしょう けいしょう はいしょう しゅうしゅう	67, 200点
K395 喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を	
	113,880点
K396 気管切開孔閉鎖術	1,250点
K 3 9 6 - 2 気管縫合術	1,040点
K397 喉頭横隔膜切除術(ステント挿入固定術を含む。)	13, 390点
K398 喉頭狭窄症手術	
1 前方開大術	23,430点
2 前壁形成手術	23, 320点
3 Tチューブ挿入術	14,040点
K399 気管狭窄症手術	38,540点
K400 喉頭形成手術	
1 人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
2 筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
3 甲状軟骨固定用器具を用いたもの	34,840点
K401 気管口狭窄拡大術	2,690点
K402 縦隔気管口形成手術	76,040点
K403 気管形成手術(管状気管、気管移植等)	
1 頸部からのもの	49,940点
2 開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K403-2 嚥下機能手術	
1 輪状咽頭筋切断術	18,810点
2 喉頭拳上術	18,370点
3 喉頭気管分離術	30,260点
4 喉頭全摘術 (5 th)	28,210点
第6款 顔面・口腔・頸部	
区分	
(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K404 抜歯手術 (1歯につき)	
1 乳歯	130点
2 前歯	155点
3 臼歯	265点

4 埋伏歯 1,054点

注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分 離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。

- 2 4については、完全埋伏歯(骨性)又は水平埋伏智歯に限り算定する。
- 3 4については、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 120点を所定点数に加算する。

4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に	含まれる。
K 4 0 5 削除	
K406 口蓋腫瘍摘出術	
1 口蓋粘膜に限局するもの	520点
2 口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K 4 0 7 顎・口蓋裂形成手術	
1 軟口蓋のみのもの	15,770点
2 硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3 顎裂を伴うもの	
イー片側	25,170点
口 両側	31,940点
K407-2 軟口蓋形成手術	9,700点
(口腔前庭、口腔底、類粘膜、舌)	
K408 口腔底膿瘍切開術	700点
K409 口腔底腫瘍摘出術	7,210点
K410 口腔底悪性腫瘍手術	29,360点
K 4 1 1 類 粘膜腫瘍摘出術	4,460点
K 4 1 2 類 粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
K413 舌腫瘍摘出術	
1 粘液囊胞摘出術	1,220点
2 その他のもの	2,940点
K414 舌根甲状腺腫摘出術	11,760点
K414-2 甲状舌管囊胞摘出術	8,970点
K415 舌悪性腫瘍手術	
1 切除	26,410点
2 亜全摘	75,070点
K416及びK417 削除	
K418 舌形成手術(巨舌症手術)	9,100点
K418-2 舌緊瘢痕性短縮矯正術	2,650点
K419 類、口唇、舌小帯形成手術	560点
K420 削除	
(顔面)	
K 4 2 1 口唇腫瘍摘出術	
1 粘液囊胞摘出術	910点
2 その他のもの	3,050点
K422 口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 2 3 類 腫瘍摘出術	
1 粘液囊胞摘出術	910点
2 その他のもの _{きょう}	5,250点
K424 類悪性腫瘍手術	20,940点
K 4 2 5 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
K426 口唇裂形成手術(片側)	
1 日長の7.の担人	10 100 H

13,180点

1 口唇のみの場合

2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3 鼻腔底形成を伴う場合	24, 350点
K426-2 口唇裂形成手術(両側)	10.010 F
1 口唇のみの場合	18,810点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3 鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
(顔面骨、顎関節)	
K427 類骨骨折観血的整復術	18, 100点
K 4 2 7 - 2 類 骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
K428 下顎骨折非観血的整復術	1,240点
注 三内式線副子以上を使用する連続歯結紮法を行った場合は	、650点を加算する。
K429 下顎骨折観血的手術	
1 片側	13,000点
2 両側	27, 320点
K429-2 下顎関節突起骨折観血的手術	
1 片側	28,210点
2 両側	47,020点
K430 顎関節脱臼非観血的整復術	410点
K431 顎関節脱臼観血的手術	26, 210点
K432 上顎骨折非観血的整復術	1,570点
K433 上顎骨折観血的手術	16,400点
K 4 3 4 顔面多発骨折観血的手術	39,700点
K 4 3 4 - 2 顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630点
K435 術後性上顎嚢胞摘出術	6,660点
K 4 3 6 顎骨腫瘍摘出術	
1 長径3センチメートル未満	2,820点
2 長径3センチメートル以上	13,390点
K 4 3 7 下顎骨部分切除術	16,780点
K438 下顎骨離断術	32,560点
K439 下顎骨悪性腫瘍手術	
1 切除	40,360点
2 切断(おとがい部を含むもの)	79,270点
3 切断(その他のもの)	64,590点
K 4 4 0 上顎骨切除術	15,310点
K 4 4 1 上顎骨全摘術	42,590点
K 4 4 2 上顎骨悪性腫瘍手術	
1 播爬	9,160点
2 切除	34,420点
3 全摘	68,480点
K 4 4 3 上顎骨形成術	
1 単純な場合	27,880点
2 複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3 骨移動を伴う場合	72,900点
注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を	を所定点数に加算する
0	
2 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算	定する。
K 4 4 4 下顎骨形成術	
1 おとがい形成の場合	7,780点
2 短縮又は伸長の場合	30,790点

3 再建の場合	51, 120点
4 骨移動を伴う場合	54, 210点
注1 2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所	·
2 4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算行	
K444-2 下顎骨延長術	L) 30
1 片側	30,790点
2 両側	47, 550点
K 4 4 5 顎関節形成術	40,870点
K445-2 顎関節人工関節全置換術	59, 260点
K 4 4 6 顎関節授動術	,,
1 徒手的授動術	
イ 単独の場合	440点
ロ パンピングを併用した場合	990点
ハ 関節腔洗浄療法を併用した場合	2,400点
2 顎関節鏡下授動術	10,520点
3 開放授動術	25, 100点
K 4 4 7 顎関節円板整位術	
1 顎関節鏡下円板整位術	22,100点
2 開放円板整位術	27,300点
(唾液腺)	
K 4 4 8 がま腫切開術	820点
K 4 4 9 唾液腺膿瘍切開術	900点
K450 唾石摘出術(一連につき)	
1 表在性のもの	640点
2 深在性のもの	3,770点
3 腺体内に存在するもの	6,550点
注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を	と所定点数に加算する
77.4.17.4.13.4.13.4.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.1	7 140 5
K451 がま腫摘出術	7,140点
K 4 5 2 舌下腺腫瘍摘出術	7, 180点
K 4 5 3 顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
K454 顎下腺摘出術 K455 顎下腺悪性腫瘍手術	10,210点
K 4 5 5 顎下腺悪性腫瘍手術 K 4 5 6 削除	33,010点
K457 耳下腺腫瘍摘出術	
1 耳下腺浅葉摘出術	27, 210点
2 耳下腺深葉摘出術	34, 210点
K458 耳下腺悪性腫瘍手術	54, 210 m
1 切除	33,010点
2 全摘	44,020点
K459 唾液腺管形成手術	13,630点
K460 唾液腺管移動術	10, 000///
1 上顎洞内へのもの	13,630点
2 結膜嚢内へのもの	15, 490点
(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))	-,///
K461 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
1 片葉のみの場合	8,860点
2 両葉の場合	10,760点
K461-2 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	

1 片葉のみの場合	17,410点
2 両葉の場合	25,210点
K462 バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	22,880点
K462-2 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	25,210点
K463 甲状腺悪性腫瘍手術	
1 切除(頸部外側区域郭清を伴わないもの)	24, 180点
2 切除(頸部外側区域郭清を伴うもの)	26, 180点
3 全摘及び亜全摘(頸部外側区域郭清を伴わないもの)	33,790点
4 全摘及び亜全摘(片側頸部外側区域郭清を伴うもの)	35,790点
5 全摘及び亜全摘(両側頸部外側区域郭清を伴うもの)	36, 790点
K463-2 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	
1 切除	27,550点
2 全摘及び亜全摘	37, 160点
K464 副甲状腺(上皮小体) 腺腫過形成手術	
1 副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680点
2 副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	33,790点
K464-2 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	20,660点
K465 副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	39,000点
(その他の頸部)	
K466 斜角筋切断術	3,760点
K467 頸瘻、頸嚢摘出術	13,710点
K468 頸肋切除術	15,240点
K469 頸部郭清術	
1 片側	27,670点
2 両側	37, 140点
K470 頸部悪性腫瘍手術	41,920点
K471 筋性斜頸手術	3,720点
第7款 胸部	
区分	
(乳腺)	
K472 乳腺膿瘍切開術	980点
K 4 7 3 削除	
K474 乳腺腫瘍摘出術	
1 長径5センチメートル未満	3, 190点
2 長径5センチメートル以上	6,730点
K474-2 乳管腺葉区域切除術	12,820点
K474-3 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術 (一連につき)	
1 マンモグラフィー又は超音波装置によるもの	6,240点
2 MRIによるもの	8,210点
K475 乳房切除術	6,040点
K475-2 乳癌冷凍凝固摘出術	8,690点
K476 乳腺悪性腫瘍手術	
1 単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820点
2 乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	28,210点
3 乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	22,520点
4 乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。	
	42,350点
5 乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないも) D
	42,350点

0 和历到你们(版面與书上即利用之件)0~// 周期到你之月吧,3	3 47
ぼうか	42, 350点
7 拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	52,820点
8 乳輪温存乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	27,810点
9 乳輪温存乳房切除術 (腋窩部郭清を伴うもの)	48,340点
注1 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った	と場合又はイ
ンドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳泡	ぶんセンチネ
ルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、	当該検査に
用いた色素の費用は、算定しない。	
2 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った	と場合には、
乳がんセンチネルリンパ節加算2として、3,000点を所定点数に加り	算する。 ただ
し、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
K476-2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350点
K476-3 動脈(皮)弁及び筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)	
1 一次的に行うもの	49,120点
2 二次的に行うもの	53,560点
K476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)	25,000点
(胸壁)	
K477 胸壁膿瘍切開術	700点
K478 肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術	8,950点
K 4 7 9 削除	
K480 胸壁冷膿瘍手術	7,810点
K480-2 流注膿瘍切開掻爬術	7,670点
K481 肋骨骨折観血的手術	10,330点
K482 肋骨切除術	
1 第1肋骨	16,900点
2 その他の肋骨	5,160点
K483 胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120点
K484 胸壁悪性腫瘍摘出術	
1 胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
2 その他のもの	28,210点
K484-2 胸骨悪性腫瘍摘出術	
1 胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2 その他のもの	28,210点
K485 胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K486 胸壁瘻手術	23,520点
K487 漏斗胸手術	
1 胸骨挙上法によるもの	28,210点
2 胸骨翻転法によるもの	37, 370点
3 胸腔鏡によるもの	39, 260点
4 胸骨举上用固定具抜去術	5,680点
(胸腔、胸膜)	
K488 試験開胸術	10,800点
K488-2 試験的開胸開腹術	17,380点
K488-3 胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K488-4 胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K489からK492まで 削除	
K493 骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K 4 9 4 胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15, 350点

6 乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの

K 4 9 5 削除	
K496 釀膿胸膜、胸膜胼胝切除術	
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33, 150点
K496-2 胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	51,850点
K496-3 胸膜外肺剥皮術	
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33, 150点
K496-4 胸腔鏡下膿胸腔搖爬術	32,690点
K 4 9 6 - 5 経皮的膿胸ドレナージ術	5,400点
。注: 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K497 膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610点
K497-2 膿胸腔有茎大網充填術	57,100点
K498 胸郭形成手術 (膿胸手術の場合)	
1 肋骨切除を主とするもの	42,020点
2 胸膜胼胝切除を併施するもの	49,200点
K499 胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	16,540点
K 5 0 0 削除	•
K 5 0 1 乳糜胸手術	17, 290点
K 5 0 1 - 2 胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	12,530点
K501-3 胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術)	15, 230点
(縦隔)	,,
K502 縦隔腫瘍、胸腺摘出術	38,850点
K 5 0 2 - 2 縦隔切開術	•
1 頸部からのもの、経食道によるもの	6,390点
2 経胸腔によるもの、経腹によるもの	20,050点
K 5 0 2 - 3 胸腔鏡下縦隔切開術	31,300点
K 5 0 2 - 4 拡大胸腺摘出術	36,000点
注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K 5 0 2 - 5 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	58,950点
注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K503 縦隔郭清術	37,010点
K 5 0 4 縦隔悪性腫瘍手術	,
1 単純摘出	38,850点
2 広汎摘出	58,820点
K 5 0 4 - 2 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	58,950点
(気管支、肺)	,
K505及びK506 削除	
K 5 0 7 肺膿瘍切開排膿術	31,030点
K508 気管支狭窄拡張術 (気管支鏡によるもの)	10, 150点
K508-2 気管・気管支ステント留置術	,
1 硬性鏡によるもの	11,400点
2 軟性鏡によるもの	8,960点
K508-3 気管支熱形成術	10,150点
K509 気管支異物除去術	,,
1 直達鏡によるもの	9,260点
2 開胸手術によるもの	45,650点
K 5 0 9 - 2	4,800点
注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に	

	10 000 =
K 5 0 9 - 3 気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K509-4 気管支瘻孔閉鎖術	9,130点
K510 気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの) K510-2 光線力学療法	8,040点
1 早期肺がん (0期又は1期に限る。) に対するもの	10,450点
2 その他のもの	10,450点
K 5 1 0 - 3 気管支鏡下レーザー腫瘍焼 灼 術	10,430点
K510-3 気質支援下レーダー 腫瘍焼 内 州 K511 肺切除術	12,020点
1 楔状部分切除	27,520点
2 区域切除 (1肺葉に満たないもの)	
	58,430点
******	58,350点
4 複合切除(1肺葉を超えるもの)	64,850点
5 1側肺全摘	59,830点
6 気管支形成を伴う肺切除	76, 230点
K 5 1 2 削除	
K513 胸腔鏡下肺切除術	00 000 =
1 肺嚢胞手術 (楔状部分切除によるもの)	39,830点
2 部分切除	45, 300点
3 区域切除	72,600点
4 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K513-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K513-3 胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K513-4 胸腔鏡下肺縫縮術	53, 130点
K514 肺悪性腫瘍手術	
1 部分切除	60,350点
2 区域切除	69, 250点
3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4 肺全摘	72,640点
5 隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6 気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7 気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8 気管分岐部再建を伴う肺切除	127, 130点
9 胸膜肺全摘	92,000点
10 壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)	105,000点
注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場	合に限り算定
する。	
K 5 1 4 - 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1 部分切除	60,170点
2 区域切除	72,640点
3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
K514-3 移植用肺採取術(死体) (両側)	63,200点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-4 同種死体肺移植術	139, 230点
注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として	て、4,000点を
所定点数に加算する。	
3 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所	定点数に加算
する。	
K514-5 移植用部分肺採取術(生体)	60,750点

注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K514-6 生体部分肺移植術

130,260点

- 注1 生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養 上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
 - 2 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
 - 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。
 - 4 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。

	する。	
K 5 1 5	肺剥皮術	32,600点
K 5 1 6	気管支瘻閉鎖術	59, 170点
K 5 1 7	肺縫縮術	28, 220点
K 5 1 8	気管支形成手術	
	1 楔状切除術	64,030点
	2 輪状切除術	66,010点
K 5 1 9	先天性気管狭窄症手術	146,950点
	(食道) the state of	
K 5 2 0	食道縫合術(穿孔、損傷)	
	1 頸部手術	17,070点
	2 開胸手術	28, 210点

K521 食道周囲膿瘍切開誘導術

3 開腹手術

4 内視鏡によるもの

- 1 開胸手術28,210点2 胸骨切開によるもの23,290点
- 3 その他のもの (頸部手術を含む。) 7,920点

K522 食道狭窄拡張術

- 1 内視鏡によるもの 9,450点
- 2 食道ブジー法 2,950点
- 3 拡張用バルーンによるもの 12,480点
- 注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り 算定する。
- K522-2 食道ステント留置術 6,300点
- K522-3 食道空置バイパス作成術 65,900点

K523 食道異物摘出術

- 1 頸部手術によるもの 27,890点
- 2 開胸手術によるもの 28,210点
- 3 開腹手術によるもの 27,720点

K523-2 硬性内視鏡下食道異物摘出術

5,360点 げる咽頭異

17,750点

10,300点

注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、区分番号K369に掲げる咽頭異物摘出術(2に限る。)及び区分番号K653-3に掲げる内視鏡的食道及び胃内 異物摘出術の費用は所定点数に含まれる。

K524 食道憩室切除術

1 頸部手術によるもの 24,730点

2 開胸によるもの 34,570点

K 5 2 4 - 2 胸腔鏡下食道憩室切除術 39,930点

K 5 2 4 - 3 腹腔鏡下食道憩室切除術 39,930点

K525 食道切除再建術

1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの 77,040点

2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3 腹部の操作によるもの	51, 420点
K 5 2 5 - 2 胸壁外皮膚管形成吻合術	01, 1 20///
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3 腹部の操作によるもの	51, 420点
4 バイパスのみ作成する場合	45, 230点
K525-3 非開胸食道抜去術(消化管再建手術を併施するもの)	69,690点
K526 食道腫瘍摘出術	00, 000711
1 内視鏡によるもの	8,480点
2 開胸又は開腹手術によるもの	37, 550点
3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50, 250点
K526-2 内視鏡的食道粘膜切除術	,
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22, 100点
K526-3 内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	12,950点
K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
K527 食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	
1 頸部食道の場合	47,530点
2 胸部食道の場合	56,950点
K527-2 食道切除術(単に切除のみのもの)	46,100点
K 5 2 8 先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K528-2 先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K 5 2 8 - 3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76, 320点
K529 食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2 胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3 腹部の操作によるもの	69,840点
注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K529-2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	133, 240点
2 胸部、腹部の操作によるもの	109, 190点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K 5 2 9 - 3 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	109, 240点
K 5 3 0 食道アカラシア形成手術	32,710点
K530-2 腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K530-3 内視鏡下筋層切開術	11,340点
K531 食道切除後2次的再建術	
1 皮弁形成によるもの	43,920点
2 消化管利用によるもの ************************************	64,300点
K 5 3 2 食道・胃静脈 瘤 手術	07 600 =
1 血行遮断術を主とするもの	37,620点
2 食道離断術を主とするもの K532-2 食道静脈瘤手術(開腹)	37,620点
ζ ρ 9 φ ρ	34,240点
K 5 3 2 - 3 腹腔鏡下食道静脈 瘤 手術(胃上部血行遮断術)	49,800点
K533 食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として) K533-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	8, 990点 8, 990点
(横隔膜) (横隔膜)	0, 990 尽

IZ E O 4 - 抽炉可哄效人体	
K534 横隔膜縫合術	22 460 =
1 経胸又は経腹	33,460点
2 経胸及び経腹	40,910点
K534-2 横隔膜レラクサチオ手術	97 900 =
1 経胸又は経腹	27,890点
2 経胸及び経腹 (場際放大された) 機関機能 (4)	37,620点
K534-3 胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	31,990点
K534-4 腹腔鏡下横隔膜電極植込術	42, 180点
K535 胸腹裂孔ヘルニア手術	00 500 5
1 経胸又は経腹	29,560点
2 経胸及び経腹	39,040点
K536 後胸骨ヘルニア手術	27, 380点
K537 食道裂孔ヘルニア手術	
1 経胸又は経腹	27, 380点
2 経胸及び経腹	38, 290点
K537-2 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42, 180点
第8款 心・脈管	
区分	
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K538 心膜縫合術	9, 180点
K538-2 心筋縫合止血術(外傷性)	11,800点
K539 心膜切開術	9,420点
K539-2 心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	15, 240点
K539-3 胸腔鏡下心膜開窓術	16,540点
K540 収縮性心膜炎手術	51,650点
K541 試験開心術	24,700点
K 5 4 2 心腔内異物除去術	39,270点
K543 心房内血栓除去術。	39,270点
K 5 4 4 心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	
1 単独のもの	60,600点
2 冠動脈血行再建術(1 物合)を伴うもの	77,770点
3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	91,910点
K545 開胸心臓マッサージ	9,400点
K546 経皮的冠動脈形成術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	36,000点
2 不安定狭心症に対するもの	22,000点
3 その他のもの	19,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K547 経皮的冠動脈 粥 腫切除術	28,280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K548 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)	
1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,720点
2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,720点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K549 経皮的冠動脈ステント留置術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	34, 380点
2 不安定狭心症に対するもの	24,380点
3 その他のもの	21,680点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K550 冠動脈内血栓溶解療法 17,720点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術 19,640点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K551 冠動脈形成術(血栓内膜摘除) 1 1箇所のもの 76,550点 2 2箇所以上のもの 79,860点 K552 冠動脈、大動脈バイパス移植術 1 1 吻合のもの 71,570点 2 2 吻合以上のもの 89,250点 注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算する。 K552-2 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの) 1 1 吻合のもの 71,570点 2 2 吻合以上のもの 91,350点 注 冠動脈形成術(血栓内膜摘除)を併せて行った場合は、10,000点を加算する。 K553 心室瘤切除術(梗塞切除を含む。) 1 単独のもの 63,390点 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 80,060点 100,200点 3 冠動脈血行再建術 (2吻合以上) を伴うもの K553-2 左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術 1 単独のもの 114,300点 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 147,890点 3 冠動脈血行再建術 (2 吻合以上) を伴うもの 167, 180点 K554 弁形成術 1 1弁のもの 79,860点 2 2弁のもの 93,170点 3 3弁のもの 106,480点 K554-2 胸腔鏡下弁形成術 1 1弁のもの 109,860点 2 2弁のもの 123, 170点 K555 弁置換術 1 1弁のもの 85,500点 2 2弁のもの 100,200点 3 3弁のもの 114,510点 注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換 術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。 K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術 1 経心尖大動脈弁置換術 61,530点 2 経皮的大動脈弁置換術 39,060点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K555-3 胸腔鏡下弁置換術 1 1弁のもの 115,500点 2 2弁のもの 130,200点 注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換 術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。 K556 大動脈弁狭窄直視下切開術 42,940点 K556-2 経皮的大動脈弁拡張術 37,430点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

71,570点

K557 大動脈弁上狭窄手術

K 5 5 7 - 2 大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)	78, 260点
K557-2 人動脈弁下級作列隊的(隊福任、肋記序任を占む。) K557-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	157,840点
注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、	*
術加算として、所定点数に区分番号K555弁置換術の所定点数の	
当する点数を加算する。	100)) •> 50(C1[
K557-4 ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術	115, 750点
K558 ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)	192, 920点
K559 閉鎖式僧帽弁交連切開術	38, 450点
K 5 5 9 - 2 経皮的僧帽弁拡張術	34, 930点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	2, 000,
K 5 5 9 - 3 経皮的僧帽弁クリップ術	34,930点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	,,
K 5 6 0 大動脈 瘤 切除術(吻合又は移植を含む。)	
1 上行大動脈	
イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハー自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860点
ニーその他のもの	100,200点
2 弓部大動脈	114,510点
3 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハー自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ その他のもの	171,760点
4 下行大動脈	89, 250点
5 胸腹部大動脈	249,750点
6 腹部大動脈 (分枝血管の再建を伴うもの)	59,080点
7 腹部大動脈 (その他のもの)	52,000点
注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、	心臟弁再置換
術加算として、所定点数に区分番号K555弁置換術の所定点数の	100分の50に相
当する点数を加算する。	
K560-2 オープン型ステントグラフト内挿術	
1 弓部大動脈	114,510点
2 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187, 370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハー自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ その他のもの	171,760点
3 下行大動脈	89, 250点
K561 ステントグラフト内挿術	
1 血管損傷の場合	43,830点
2 1以外の場合	
イ胸部大動脈	56,560点
口腹部大動脈	49, 440点
ハ陽骨動脈	43,830点
K 5 6 2 動脈管開存症手術	00 -00 !:
1 経皮的動脈管開存閉鎖術	22, 780点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	00 000 =
2 動脈管開存閉鎖術(直視下)	22,000点

. < 5	
K 5 6 2 - 2 胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27, 400点
K 5 6 3 肺動脈絞扼術	39, 410点
K 5 6 4 血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43, 150点
K 5 6 5 巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	94, 420点
K 5 6 6 体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストン手術)	44,670点
K 5 6 7 大動脈縮窄(離断)症手術	
1 単独のもの	57, 250点
2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	100, 200点
3 複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K567-2 経皮的大動脈形成術	37, 430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 6 8 大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1 単独のもの	80,840点
2 心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K569 三尖弁手術(エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術)	103,640点
K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1 肺動脈弁切開術 (単独のもの)	35,750点
2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
K570-2 経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K570-3 経皮的肺動脈形成術	31,280点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K570-4 経皮的肺動脈穿通・拡大術	35,080点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 1 肺静脈還流異常症手術	
1 部分肺静脈還流異常	50,970点
2 総肺静脈還流異常	
イー心臓型	109,310点
ローその他のもの	129, 310点
K572 肺静脈形成術	58,930点
K573 心房中隔欠損作成術	
1 経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法)	16,090点
2 心房中隔欠損作成術	36,900点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 4 心房中隔欠損閉鎖術	
1 単独のもの	39, 130点
2 肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K574-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K574-3 経皮的卵円孔開存閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K575 三心房心手術	68,940点
K576 心室中隔欠損閉鎖術	
1 単独のもの	52,320点
2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
3 大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
4 右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K577 バルサルバ洞動脈瘤手術	
1 単独のもの	71,570点

2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの 85,880点 K578 右室二腔症手術 80,490点 K 5 7 9 不完全型房室中隔欠損症手術 1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの) 60,330点 2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの 66,060点 K579-2 完全型房室中隔欠損症手術 1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの 107,350点 2 ファロー四徴症手術を伴うもの 192,920点 K580 ファロー四徴症手術 1 右室流出路形成術を伴うもの 71,000点 2 末梢肺動脈形成術を伴うもの 94,060点 K581 肺動脈閉鎖症手術 1 単独のもの 100,200点 2 ラステリ手術を伴うもの 173,620点 3 巨大側副血管術を伴うもの 231,500点 注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K582 両大血管右室起始症手術 1 単独のもの 85,880点 2 右室流出路形成を伴うもの 128,820点 3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッヒ・ビング奇形手 術) 192,920点 K583 大血管転位症手術 1 心房内血流転換手術(マスタード・セニング手術) 114,510点 2 大血管血流転換術 (ジャテーン手術) 144,690点 3 心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの 173,620点 4 ラステリ手術を伴うもの 154,330点 注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K584 修正大血管転位症手術 1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術 85,790点 2 根治手術 (ダブルスイッチ手術) 201,630点 注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K585 総動脈幹症手術 143,860点 単心室症又は三尖弁閉鎖症手術 1 両方向性グレン手術 71,570点 85,880点 2 フォンタン手術 3 心室中隔造成術 181,350点 注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再 置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100分の50に相当する点数を加算する。 K587 左心低形成症候群手術 (ノルウッド手術) 179,310点 K588 冠動静脈瘻開胸的遮断術 53,240点 K589 冠動脈起始異常症手術 85,880点

76,710点

K590 心室憩室切除術

K 5 9 1 心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2 肺動脈塞栓除去術	48,880点
K592-2 肺動脈血栓内膜摘除術	135,040点
K593 肺静脈血栓除去術	39,270点
K594 不整脈手術	
1 副伝導路切断術	89, 250点
2 心室頻拍症手術	147,890点
3 メイズ手術	98,640点
4 左心耳閉鎖術	
イ 開胸手術によるもの	37,800点
ロ 経カテーテル的手術によるもの	34,930点
注1 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対し	て実施した場合であ
って、区分番号K552、K552-2、K554、K55	5、K557からK
557-3まで、K560及びK594の3に掲げる手術と	:併せて実施した場合
に限り算定する。	
2 4のロについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は	は算定しない。
K 5 9 4 - 2 肺静脈隔離術	72,230点
K 5 9 5 経皮的カテーテル心筋焼 灼 術	
1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
2 その他のもの	34,370点
注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラ	ーマッピング加算と
して、17,000点を所定点数に加算する。	
2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲー	-ション加算として、
5,000点を所定点数に加算する。	
3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 9 5 - 2 経皮的中隔心筋焼 灼 術	24,390点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K596 体外ペースメーキング術	3,370点
K597 ペースメーカー移植術	
1 心筋電極の場合	15,060点
2 経静脈電極の場合	9,520点
3 リードレスペースメーカーの場合	9,520点
K 5 9 7 - 2 ペースメーカー交換術	4,000点
K597-3 植込型心電図記録計移植術	1,260点
K 5 9 7-4 植込型心電図記録計摘出術	840点
K598 両心室ペースメーカー移植術	
1 心筋電極の場合	31,510点
2 経静脈電極の場合	31,510点
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	
1 心筋電極の場合	5,000点
2 経静脈電極の場合	5,000点
K599 植込型除細動器移植術	
1 心筋リードを用いるもの	31,510点
2 経静脈リードを用いるもの	31,510点
3 皮下植込型リードを用いるもの	24,310点
K599-2 植込型除細動器交換術	
1 心筋リードを用いるもの	7,200点
2 その他のもの	7,200点
K599-3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	

1 心筋電極の場合 35,200点 2 経静脈電極の場合 35,200点 注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。 K599-4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 1 心筋電極の場合 7,200点 2 経静脈電極の場合 7,200点 注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。 K599-5 経静脈電極抜去術 1 レーザーシースを用いるもの 28,600点 2 レーザーシースを用いないもの 22,210点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K600 大動脈バルーンパンピング法(IABP法) (1日につき) 1 初日 8,780点 2 2日目以降 3,680点 注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 K601 人工心肺(1日につき) 1 初日 30,150点 2 2 日目以降 3,000点 注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、 4,800点を所定点数に加算する(主たるもののみを算定する。)。 2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。 3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。 K602 経皮的心肺補助法(1日につき) 1 初日 11, 100点 2 2日目以降 3,120点 K602-2 経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの) (1日につき) 1 初日 11, 100点 2 2日目以降 3,680点 K603 補助人工心臓(1日につき) 54,370点 1 初日 2 2日目以降30日目まで 5,000点 3 31日目以降 4,000点 K603-2 小児補助人工心臓(1日につき) 1 初日 63, 150点 2 2日目以降30日目まで 8,680点 3 31日目以降 7,680点 K604 削除 K604-2 植込型補助人工心臓(非拍動流型) 1 初日(1日につき) 58,500点 2 2日目以降30日目まで(1日につき) 5,000点 2,780点 3 31日目以降90日目まで(1日につき) 4 91日目以降(1日につき) 1,800点 K605 移植用心採取術 62,720点 注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K605-2 同種心移植術 192,920点 注1 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。

100,040点

K605-3 移植用心肺採取術

注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K605-4 同種心肺移植術	286,010点
注1 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	200, 010,,,,
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、	4.000点を
所定点数に加算する。	1, 000/11 2
K605-5 骨格筋由来細胞シート心表面移植術	9,420点
(動脈)	0, 120////
K606 血管露出術	530点
K 6 0 7 血管結紮術	
1 開胸又は開腹を伴うもの	12,660点
2 その他のもの	4,500点
K607-2 血管縫合術 (簡単なもの)	3,760点
K607-3 上腕動脈表在化法	5,000点
K608 動脈塞栓除去術	
1 開胸又は開腹を伴うもの	28,560点
2 その他のもの (観血的なもの)	11, 180点
K 6 0 8 - 2 削除	
K608-3 内シャント血栓除去術	3,130点
K609 動脈血栓内膜摘出術	
1 大動脈に及ぶもの	40,950点
2 内頸動脈	43,880点
3 その他のもの	28,450点
K609-2 経皮的頸動脈ステント留置術	34,740点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。	
K 6 1 0 動脈形成術、吻合術	
1 頭蓋內動脈	99,700点
2 胸腔内動脈(大動脈を除く。)	52,570点
3 腹腔内動脈(大動脈を除く。)	47,790点
4 指(手、足)の動脈	18,400点
5 その他の動脈	21,700点
K610-2 脳新生血管造成術	52,550点
K 6 1 0 - 3 削除	
K 6 1 0 - 4 四肢の血管吻合術	18,080点
K610-5 血管吻合術及び神経再接合術 (上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	18,080点
K611 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
1 開腹して設置した場合	17,940点
2 四肢に設置した場合	16,250点
3 頭頸部その他に設置した場合	16,640点
K612 末梢動静脈瘻造設術	
1 内シャント造設術	10 000 =
イー単純なもの	12,080点
ロー静脈転位を伴うもの	15,300点
2 その他のもの	7,760点
K613 腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	31,840点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K614 血管移植術、バイパス移植術	70 700 E
1 大動脈 2 胸腔内動脈	70,700点
2 が利力工とす事力が	64,050点

Ś ż	
3 腹腔内動脈	56,560点
4 頭流動脈	55,050点
5 下腿、足部動脈	62,670点
6 膝窩動脈	42,500点
7 その他の動脈	30,290点
K 6 1 5 血管塞栓術 (頭部、胸腔、腹腔内血管等)	
1 止血術	23,110点
2 選択的動脈化学塞栓術	20,040点
3 その他のもの	18,620点
K615-2 経皮的大動脈遮断術	1,660点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	00 500 5
K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術	22,590点
注、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 2 頸動脈球摘出術	10,800点
K616-3 経皮的胸部血管拡張術(先天性心疾患術後に限る。)	24,550点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	40.000 =
1 初回	12,000点
2 1の実施後3月以内に実施する場合	12,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	1.4.000 F
K616-5 経皮的血管内異物除去術	14,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	04 070 =
K616-6 経皮的下肢動脈形成術	24, 270点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
(静脈) K 6 1 7 下肢静脈 瘤 手術	
	10 200占
1 抜去切除術 2 硬化療法(一連として)	10, 200点 1, 720点
3 高位結紮術	3, 130点
K617-2 大伏在静脈抜去術	5, 130点 10, 200点
K 6 1 7 - 3 静脈 瘤 切除術(下肢以外)	1,820点
K 6 1 7 — 4 下肢静脈 瘤 血管内焼 灼 術	10, 200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	10, 2007
K 6 1 7 - 5 内視鏡下下肢静脈 瘤 不全穿通枝切離術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	10, 200///
K617-6 下肢静脈 瘤 血管内塞栓術	14,360点
K618 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	11,000///
1 四肢に設置した場合	10,500点
2 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
注1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、300点を加算	
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は	
含まれるものとする。	(-1,0) / ///////
K619 静脈血栓摘出術	
1 開腹を伴うもの	22,070点
2 その他のもの(観血的なもの)	13, 100点
K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32, 100点
K620 下大静脈フィルター留置術	10, 160点
K 6 2 0 - 2 下大静脈フィルター除去術	6, 490点
K621 門脈体循環静脈吻合術 (門脈圧亢進症手術)	40,650点
	,,,,,

K622 胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K623 静脈形成術、吻合術	
1 胸腔内静脈	25,200点
2 腹腔内静脈	25,200点
3 _た その他の静脈	16, 140点
K623-2 脾腎静脈吻合術	21,220点
(リンパ管、リンパ節)	
K 6 2 4 削除	
K625 リンパ管腫摘出術	
1 長径5センチメートル未満	13,090点
2 長径5センチメートル以上	16,390点
K626 リンパ節摘出術	
1 長径3センチメートル未満	1,200点
2 長径 3 センチメートル以上	2,880点
K626-2 リンパ節膿瘍切開術	910点
K627 リンパ節群郭清術	
1 顎下部又は舌下部(浅在性)	10,870点
2 頸部(深在性)	24,090点
3 鎖骨上窩及び下窩	14,460点
4 腋窩 _(f)	17, 750点
5 胸骨旁	23, 190点
6 鼠径部及び股部	8,710点
7 後腹膜	41,380点
8 骨盤	26,800点
K627-2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術	
1 後腹膜	40,670点
2 傍大動脈	35,500点
3 骨盤	41,090点
注 1及び3については泌尿器がん(1については精巣がんに限る。	
いては子宮体がんから転移したものに対して実施した場合に限り	
K627-3 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26, 460点
注 泌尿器がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定す	
K627-4 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
注 精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する	-
K628 リンパ管吻合術	34, 450点
第9款 腹部	
区分 (原度 1173)	
(腹壁、ヘルニア)	
K629 削除。	1 070 =
K 6 3 0 腹壁膿瘍切開術 K 6 3 1 腹壁瘻手術	1,270点
	1 000 片
1 腹壁に限局するもの 2 腹腔に通ずるもの	1,820点
	10,050点
K632 腹壁腫瘍摘出術 1 形成手術を必要としない場合	4,310点
2 形成手術を必要としない場合	11,210点
2 形成士州を必要とりる場合 K633 ヘルニア手術	11, 210点
1 腹壁瘢痕ヘルニア	9, 950点
2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	9, 950点 6, 200点
	0, 200 <i>m</i>

ëv.	
3 臍ヘルニア	4,200点
4 臍帯ヘルニア	18,810点
5 鼠径ヘルニア	6,000点
6 大腿ヘルニア	8,860点
7 腰ヘルニア	8,880点
8 骨盤部ヘルニア (閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	18,810点
9 内へルニア	18,810点
K 6 3 3 - 2 腹腔鏡下ヘルニア手術	
1 腹壁瘢痕ヘルニア	16,520点
2 大腿ヘルニア	18,550点
3 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	13,820点
4 臍ヘルニア	11,420点
5 閉鎖孔ヘルニア	24, 130点
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	22,960点
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K635 胸水・腹水濾過濃縮再静注法	4,990点
K 6 3 5 - 2 腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K635-3 連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000点
K 6 3 6 試験開腹術	6,660点
K636-2 ダメージコントロール手術	12,340点
K 6 3 6 - 3 腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K 6 3 6 - 4 腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K637 限局性腹腔膿瘍手術	40 000 H
1 横隔膜下膿瘍	10,690点
2 ダグラス窩膿瘍	5,710点
3 虫垂周囲膿瘍	5,340点
4 その他のもの	9,270点
K637-2 経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	0.000 =
K 6 3 8 骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K639 急性汎発性腹膜炎手術	14, 400点
K 6 3 9 - 2 結核性腹膜炎手術	12,000点
K639-3 腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	23,040点
K640 腸間膜損傷手術	10 000 =
1 縫合、修復のみのもの 9 明第 即会 t W S t の	10,390点
2 腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1 大網切除術	8,720点
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	14 200 片
1 腸切除を伴わないもの	14, 290点
2 腸切除を伴うもの K642-2 腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	29,970点
K 6 4 2 - 3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術 K 6 4 2 - 3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
	30,310点
K643 後腹膜悪性腫瘍手術 K643-2 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	48,510点 50,610点
K 6 4 4	50, 610从
1 腸管切除を伴わないもの	5, 260点
1 勝官切除を行わないもの 2 腸管切除を伴うもの	5, 260点 18, 280点
K 6 4 5 骨盤内臓全摘術	120, 980点
(胃、十二指腸)	120, 900点
(□ / □ -1□1000)	

さった。	
K 6 4 6 胃血管結紮術(急性胃出血手術)	11,360点
K 6 4 7 胃縫合術(大網充填術又は被覆術を含む。)	12, 190点
K647-2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	23,940点
K647-3 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	10,300点
K 6 4 8 胃切開術	11,140点
K 6 4 9 胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800点
K 6 4 9 - 2 腹腔鏡下胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	22,320点
K 6 5 0 削除	
K651 内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K652 胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術(開腹によるもの)	11,530点
K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2 早期悪性腫瘍胃粘膜下層剥離術	18,370点
3 早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術	21,370点
4 早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230点
5 その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K653-2 食道・胃内異物除去摘出術 (マグネットカテーテルによるもの)	3,200点
K 6 5 3 - 3 内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,250点
K 6 5 3 - 4 内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3 - 5 内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480点
K 6 5 4 内視鏡的消化管止血術	4,600点
K 6 5 4 - 2 胃局所切除術	13,830点
K654-3 腹腔鏡下胃局所切除術	
1 内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2 その他のもの	20,400点
K654-4 腹腔鏡下十二指腸局所切除術 (内視鏡処置を併施するもの)	30,000点
K 6 5 5 胃切除術	
1 単純切除術	33,850点
2 悪性腫瘍手術	55,870点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K655-2 腹腔鏡下胃切除術	
1 単純切除術	45,470点
2 悪性腫瘍手術	64,120点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 3 十二指腸窓(内方)憩室摘出術	26,910点
K655-4 噴門側胃切除術	
1 単純切除術	40,170点
2 悪性腫瘍切除術	71,630点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K655-5 腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1 単純切除術	54,010点
2 悪性腫瘍切除術	75,730点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K656 胃縮小術	28,210点
K656-2 腹腔鏡下胃縮小術 (スリーブ状切除によるもの)	40,050点
K 6 5 7 胃全摘術	
1 単純全摘術	50,920点
2 悪性腫瘍手術	69,840点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	

1. C. E. 7	
K 6 5 7 - 2 腹腔鏡下胃全摘術	64 740 E
1 単純全摘術 2 悪性腫瘍手術	64, 740点 83, 090点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	03,090点
任 有金物自物値を所せて行うた物 にな、5,000点を加昇する。	
K 6 5 9 食道下部迷走神経切除術(幹迷切)	
New 2	13,600点
1 単独のもの 2 ドレナージを併施するもの	
3 胃切除術を併施するもの	19,000点 37,620点
K 6 5 9 - 2 腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術(幹迷切)	30,570点
K 6 6 0 食道下部迷走神経選択的切除術	30, 570点
1 単独のもの	19,500点
2 ドレナージを併施するもの	28, 210点
3 胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2 腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	34, 100点
K 6 6 1 胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K661 胃腸物合術(ブラウン物合を含む。)	16,010点
K662-1	18,890点
ふん	13,400点
K 6 6 3 十二指腸空腸吻合術 K 6 6 4 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	6,070点
K664-2 経皮経食道胃管挿入術 (PTEG)	14,610点
2)	8,570点
K 6 6 4 - 3 薬剤投与用胃瘻造設術 K 6 6 5 胃瘻閉鎖術	o, 510 m
1 開腹又は腹腔鏡によるもの	12,040点
2 内視鏡によるもの	12,040点
K 6 6 5 - 2 胃瘻抜去術	2,000点
K666 幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	10,500点
K666-2 腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7 噴門形成術	16,980点
K667-2 腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K 6 6 7 - 3 削除	31, 323,,,,
K 6 6 8 胃横断術 (静脈 瘤 手術)	28,210点
K668-2 バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	31,710点
(胆嚢、胆道)	31, 110,
K 6 6 9 胆管切開術	12,460点
K 6 7 0 胆囊切開結石摘出術	11,800点
K671 胆管切開結石摘出術 (チューブ挿入を含む。)	,,,,,
1 胆嚢摘出を含むもの	33,850点
2 胆嚢摘出を含まないもの	26,880点
K 6 7 1 - 2 腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 胆嚢摘出を含むもの	39,890点
2 胆嚢摘出を含まないもの	33,610点
K 6 7 2 胆嚢摘出術	27,670点
K 6 7 2 - 2 腹腔鏡下胆嚢摘出術	21,500点
K673 胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	37,620点
K 6 7 4 総胆管拡張症手術	59,490点
注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K674-2 腹腔鏡下総胆管拡張症手術	110,000点
注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	

K 6 7 5	胆囊悪性腫瘍手術	
110,0	1 胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	45,520点
	2 肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	57,790点
	3 肝切除(葉以上)を伴うもの	77,450点
	4 膵頭十二指腸切除を伴うもの	101,590点
	5 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	173,500点
K 6 7 6	削除	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	
	1 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	173,500点
	2 膵頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの	104,800点
	3 その他のもの	84,700点
K 6 7 7 -	- 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
	1 血行再建あり	180,990点
	2 血行再建なし	101,090点
K 6 7 8	体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	16,300点
K 6 7 9	胆囊胃(腸)物合術	11,580点
K 6 8 0	総胆管胃(腸)吻合術	33,850点
K 6 8 1	胆囊外瘻造設術	9,420点
K 6 8 2	胆管外瘻造設術	
	1 開腹によるもの	14,760点
	2 経皮経肝によるもの	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 -	——————————————————————————————————————	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	40.000 =
K 6 8 2 -	- 3 内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術(ENBD)	10,800点
17.0.0.0	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	05 570 5
K 6 8 2 -		25,570点
K 6 8 3	削除 大工林里送眼然停车练	co 000 =
K 6 8 4	(5) - (5) - (1)	60,000点
K 6 8 4 -	- 2 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術 内視鏡的胆道結石除去術	119, 200点
K 0 0 0	1 胆道砕石術を伴うもの	14,300点
	1 旭旭神石州を行りもの 2 その他のもの	9,980点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算と	•
	を所定点数に加算する。	して、3,500点
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術	13,820点
11 0 0 0	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算と	
	を所定点数に加算する。	C (5, 500 M
K 6 8 7		
11001	1 乳頭括約筋切開のみのもの	11,270点
	2 胆道砕石術を伴うもの	24, 550点
	3 胆道鏡下結石破砕術を伴うもの	31,700点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算と	
	を所定点数に加算する。	, ,,
K 6 8 8		11,540点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算と	
	を所定点数に加算する。	
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K689-2 経皮経肝バルーン拡張術	12, 270点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	12, 210///
(肝)	
K690 肝縫合術	19, 140点
K 6 9 1 肝膿瘍切開術	
1 開腹によるもの	11,860点
2 開胸によるもの	12,520点
K 6 9 1 - 2 経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K692 肝嚢胞切開又は縫縮術	13,710点
K692-2 腹腔鏡下肝囊胞切開術	28,210点
K 6 9 3 肝内結石摘出術 (開腹)	28,210点
K 6 9 4 肝囊胞、肝膿瘍摘出術	28,210点
K 6 9 5 肝切除術	
1 部分切除	
イ 単回の切除によるもの	38,040点
ロ 複数回の切除を要するもの	43,340点
2 亜区域切除	56, 280点
3 外側区域切除	46,130点
4 1区域切除(外側区域切除を除く。)	60,700点
5 2区域切除	76, 210点
6 3区域切除以上のもの	97,050点
7 2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230点
注 区分番号 K 6 9 7 - 2 に掲げる 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	せん
7-3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼り療法を併せて実施した	た場合には、 局所穿
刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K695-2 腹腔鏡下肝切除術	
1 部分切除	50 600 占
イー単回の切除によるもの	58,680点
ロ 複数回の切除を要するもの 2 外側区域切除	63, 680点 74, 880点
3 亜区域切除	108,820点
4 1 区域切除 (外側区域切除を除く。)	130,730点
5 2区域切除	150, 750点
6 3区域切除以上のもの	174, 090点
K696 肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	30,940点
K697 肝内胆管外瘻造設術	00, 010/M
1 開腹によるもの	18,810点
2 経皮経肝によるもの	10,800点
K697-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)	,,
1 腹腔鏡によるもの	18,710点
2 その他のもの	17,410点
K 6 9 7 - 3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼 灼 療法(一連として)	,
1 2センチメートル以内のもの	
イ腹腔鏡によるもの	16,300点
ローその他のもの	15,000点
2 2センチメートルを超えるもの	
イ 腹腔鏡によるもの	23,260点
ローその他のもの	21,960点

算として、200点を所定点数に加算する。 K697-4 移植用部分肝採取術(生体) 82,800点 注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K697-5 生体部分肝移植術 227, 140点 注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養 上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。 2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。 K697-6 移植用肝採取術 (死体) 86,700点 注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K697-7 同種死体肝移植術 193,060点 注1 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。 (膵) K698 急性膵炎手術 1 感染性壊死部切除を伴うもの 49,390点 2 その他のもの 28,210点 K 6 9 9 膵結石手術 1 膵切開によるもの 28,210点 2 経十二指腸乳頭によるもの 28,210点 K699-2 体外衝撃波膵石破砕術 (一連につき) 19,300点 注 破砕した膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膵石除去加算として、 一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。 K700 膵中央切除術 53,560点 K700-2 膵腫瘍摘出術 26,100点 K700-3 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術 39,950点 K701 膵破裂縫合術 24,280点 K702 膵体尾部腫瘍切除術 1 膵尾部切除術の場合 イ 脾同時切除の場合 24,000点 ロ 脾温存の場合 21,750点 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合 57,190点 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 52,730点 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 55,870点 K702-2 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 1 脾同時切除の場合 53,480点 2 脾温存の場合 56,240点 K703 膵頭部腫瘍切除術 1 膵頭十二指腸切除術の場合 81,620点 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の 場合 86,810点 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 86,810点 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 131,230点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加

K703-2 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術

1 膵頭十二指腸切除術の場合 158,450点 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合 173,640点 K704 膵全摘術 103,030点 K705 膵嚢胞胃(腸)バイパス術 1 内視鏡によるもの 13,820点 2 開腹によるもの 31,310点 K706 膵管空腸吻合術 37,620点 K707 膵囊胞外瘻造設術 1 内視鏡によるもの 18,370点 2 開腹によるもの 12,460点 K708 膵管外瘻造設術 18,810点 K708-2 膵管誘導手術 18,810点 K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術 22,240点 K709 膵瘻閉鎖術 28,210点 K709-2 移植用膵採取術 (死体) 77,240点 注 膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K709-3 同種死体膵移植術 112,570点 注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2号に規定する脳 死した者の身体から採取された膵を除く死体膵を移植した場合は、移植臓器提供 加算として、55,000点を所定点数に加算する。 2 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。 K709-4 移植用膵腎採取術 (死体) 84,080点 注 膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 K709-5 同種死体膵腎移植術 140,420点 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取さ れた膵腎を除く死体膵腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点 を所定点数に加算する。 2 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。 K709-6 同種死体膵島移植術 56,490点 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取さ れた膵島を除く死体膵島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点 を所定点数に加算する。 2 膵島移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 (脾) K710 脾縫合術(部分切除を含む。) 26,810点 K710-2 腹腔鏡下脾固定術 30,070点 K711 脾摘出術 34, 130点 K711-2 腹腔鏡下脾摘出術 37,060点 (空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸) K712 破裂腸管縫合術 11,400点 K713 腸切開術 9,650点 K714 腸管癒着症手術 12,010点

K714-2 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	00 050 5
	20,650点
K715 腸重積症整復術	4 400 =
1 非観血的なもの	4,490点
2 観血的なもの (***) (*******************************	6,040点
K715-2 腹腔鏡下腸重積症整復術	14,660点
K716 小腸切除術	24 150 5
1 複雑なもの	34, 150点
2 その他のもの () () () () () () () () () (15,940点
K716-2 腹腔鏡下小腸切除術	27 200 =
1 複雑なもの	37, 380点
2 その他のもの	31,370点
K716-3 移植用部分小腸採取術(生体)	56,850点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	164 040 =
K716-4 生体部分小腸移植術	164,240点
注1 生体部分小腸を移植した場合は、生体部分小腸の摘出のために要した場合は、生体部分小腸の摘出のために要した場合は、生体部分小腸の摘出のために要した場合は	
療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を	ビ加昇りる。
2 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として	4 000 年 大
	、4,000点を
所定点数に加算する。	GE 140占
K716-5 移植用小腸採取術(死体)	65, 140点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	177 000 =
K716-6 同種死体小腸移植術 注1 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	177, 980点
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として	4 000占お
2	、4,000点を
所足点数に加鼻する。 K717 小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	18,810点
K718 虫垂切除術	10,010/5
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,740点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880点
K718-2 腹腔鏡下虫垂切除術	0,000///
1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	13,760点
2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	22,050点
K719 結腸切除術	22, 000///
	24, 170点
2 結腸半側切除	29,940点
3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として	
所定点数に加算する。	(2, 000/M E
K719-2 腹腔鏡下結腸切除術	
1 小範囲切除、結腸半側切除	42,680点
2 全切除、亜全切除	59,510点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として	
所定点数に加算する。	, e, 1. e,
K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K719-4 ピックレル氏手術	13,700点
K719-5 全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	51,860点
K719-6 腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	75,690点
K720 結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープは	
によるもの)	16,610点

K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	
1 長径 2 センチメートル未満	5,000点
2 長径2センチメートル以上	7,000点
K721-2 削除	
K721-3 内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
K721-4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	22,040点
K722 小腸結腸內視鏡的止血術	10,390点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、	、3,500点
を所定点数に加算する。	
K723 削除	
K724 腸吻合術	9,330点
K725 腸瘻、虫垂瘻造設術	8,830点
K725-2 腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	13,250点
K726 人工肛門造設術	9,570点
K726-2 腹腔鏡下人工肛門造設術	16,700点
K727 腹壁外腸管前置術	8,340点
K728 腸狭窄部切開縫合術	11,220点
K729 腸閉鎖症手術	,
1 腸管切除を伴わないもの	12,190点
2 腸管切除を伴うもの	28,210点
K729-2 多発性小腸閉鎖症手術	47,020点
K729-3 腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K730 小腸瘻閉鎖術	,
1 腸管切除を伴わないもの	11,580点
2 腸管切除を伴うもの	17,900点
3 ろう 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 1 結腸瘻閉鎖術	,
1 腸管切除を伴わないもの	11,750点
2 腸管切除を伴うもの	28,210点
3 内視鏡によるもの	10,300点
K732 人工肛門閉鎖術	·
1 腸管切除を伴わないもの	11,470点
2 腸管切除を伴うもの	,
イ 直腸切除術後のもの	34,280点
ロくっその他のもの	28,210点
K732-2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術(悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。)
	40,450点
K733 盲腸縫縮術	4,400点
K734 腸回転異常症手術	18,810点
K734-2 腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K735 先天性巨大結腸症手術	50,830点
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	11,090点
注がルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、	
を所定点数に加算する。	
K735-3 腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K735-4 下部消化管ステント留置術	10,920点
K 7 3 5 - 5 腸管延長術	76,000点
K736 人工肛門形成術	
BB B6 2, 64, 5, 2, -	

10,030点

開腹を伴うもの

2 その他のもの	3,670点
(直腸)	
K737 直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K738 直腸異物除去術	
1 経肛門(内視鏡によるもの)	8,040点
2 開腹によるもの	11,530点
K739 直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	
1 経肛門	4,010点
2 経括約筋	9,940点
3 経腹及び経肛	18,810点
K739-2 経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	26, 100点
K739-3 低侵襲経肛門的局所切除術(MITAS)	16,700点
K 7 4 0 直腸切除・切断術	
1 切除術	42,850点
2 低位前方切除術	71,300点
3 超低位前方切除術	73,840点
4 経肛門吻合を伴う切除術	82,840点
5 切断術	77, 120点
注 1から3までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、	人工訂門浩
設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	八二川
K 7 4 0 - 2 腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1 切除術	75,460点
2 低位前方切除術	83,930点
3 切断術	83,930点
注 1及び2については、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工	こう
算として、3,470点を所定点数に加算する。	1,21,72
K740-3 削除	
K741 直腸狭窄形成手術	28,210点
K 7 4 1 - 2 直腸瘤手術	5,760点
K 7 4 2 直腸脱手術	s,
1 経会陰によるもの	
イ 腸管切除を伴わないもの	8,410点
ロー腸管切除を伴うもの	25, 780点
2 直腸挙上固定を行うもの	10,900点
3 骨盤底形成を行うもの	18,810点
4 腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	37,620点
K742-2 腹腔鏡下直腸脱手術	30,810点
(肛門、その周辺)	00, 010/M
K743 痔核手術(脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,660点
2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	4,010点
3 結紮術、燒 灼 術、血栓摘出術	1,390点
4 根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴わないもの)	5, 190点
5 根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴うもの)	6, 520点
	11, 260点
6 PPH K743-2 肛門括約筋切開術	1,380点
K743-3 削除	1, 000///
K743-4 痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
K743-5 モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3, 750点
	J, . J J/M

こう はく	
K743-6	3,750点
K744 裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5 肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K746 痔瘻根治手術	
1 単純なもの	3,750点
2 複雑なもの	7,470点
K 7 4 6 - 2 高位直腸瘻手術	8,120点
K747 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,250点
K748 肛門悪性腫瘍手術	
1 切除	28, 210点
2 直腸切断を伴うもの (TRA) (TRA	70,680点
K749 肛門拡張術 (観血的なもの)	1,630点
K750 肛門括約筋形成手術	
1 瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
2 組織置換によるもの	23,660点
K751 鎖肛手術	0.100 =
1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
2 会陰式	18,810点
3 仙骨会陰式	35, 270点
4 腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K751-2 仙尾部奇形腫手術	46,950点
K751-3 腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	70, 140点
K 7 5 2 肛門形成手術 1 肛門狭窄形成手術	5 210占
	5, 210点 7, 710点
2 直腸粘膜脱形成手術 K 7 5 3 毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	7,710点 3,680点
第10款 尿路系・副腎	3,000点
区分	
(副腎)	
K754 副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	28,210点
K754-2 腹腔鏡下副腎摘出術	40, 100点
K754-3 腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34, 390点
K755 副腎腫瘍摘出術	0 1, 00 0/M
1 皮質腫瘍	39, 410点
2 髓質腫瘍(褐色細胞腫)	47,020点
K755-2 腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術(褐色細胞腫)	47,030点
K756 副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K756-2 腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51, 120点
(腎、腎盂)	,
K757 腎破裂縫合術	37,620点
K757-2 腎破裂手術	38,270点
K758 腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K759 腎切半術	37,620点
K760 癒合腎離断術	47,020点
K761 腎被膜剥離術(除神経術を含む。)	10,660点
K762 腎固定術	10,350点
K763 腎切石術	27,550点
K764 経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	32,800点
K 7 6 5 経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	33,040点

32	
K766 経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	13,000点
K767 腎盂切石術	27,210点
K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	19,300点
K769 臀部分切除術	35,880点
K769-2 腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点
K769-3 腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900点
K770 腎囊胞切除縮小術	11,580点
K770-2 腹腔鏡下腎囊胞切除縮小術	18,850点
K770-3 腹腔鏡下腎囊胞切除術	20,360点
K771 経皮的腎囊胞穿刺術	1,490点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K772 腎摘出術	18,760点
K772-2 腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K772-3 腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K773 腎(尿管) 悪性腫瘍手術	42,770点
K773-2 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	64,720点
K773-3 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	49,870点
K773-4 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	52,800点
K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	70,730点
K774 削除	,
K775 経皮的腎(腎盂)瘻造設術	13,860点
K775-2 経皮的腎(腎盂)瘻拡張術(一連につき)	6,000点
K776 腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K777 腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	_,,,,,,,
1 内視鏡によるもの	10,300点
2 その他のもの	28,210点
K778 腎盂形成手術	33, 120点
K778-2 腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K779 移植用腎採取術(生体)	35,700点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	00, 100,
K 7 7 9 - 2 移植用腎採取術 (死体)	43,400点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	10, 100,
K779-3 腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	51,850点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	01, 000///
K780 同種死体腎移植術	98,770点
注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体が	,
れた腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,	
定点数に加算する。	000流飞川
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、	4 000占お
がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいれた。 がいれた。 がいた。 がいた。 がいた。 かられる。 かられる。 かられる。 かられる。 かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる	4,000点で
所に点数に加昇する。 K780-2 生体腎移植術	62,820点
注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療	-
在1 生体育を移植した場合は、生体育の摘出のために安した症候者の療す として この表に掲げる所定占数に上り質定した占数を加質する	ぎ上い貝用

- として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
 - 2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
 - 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を 所定点数に加算する。

(尿管)

K781 経尿道的尿路結石除去術

1 1, 4 1 7 7 7 7 7	22 270占
1 レーザーによるもの	22,270点
2 その他のもの	14,800点
K781-2 削除 K781-3 経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点
K781-3 經承追的有益來有疑固止血術 K782 尿管切石術	0, 250点
	10 210占
1 上部及び中部 2 膀胱近接部	10, 310点 15, 310点
K783 経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
	20, 930点 3, 400点
K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術 K784 株存民等域出版	1,300点
K784 残存尿管摘出術 K784-2 尿管剥離術	18,810点
K 7 8 5 経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	18,810点
くう	21,420点
K 7 8 5 - 2 腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術 K 7 8 6 - 早等時間の全接	31,040点
K786 尿管膀胱吻合術 は、 5大民僚に対して民僚形成係な供給で実施した場合は、民僚形成	25,570点
注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成 9,400点を所定点数に加算する。	加昇として、
8,400点を別足点数に加昇する。 K787 尿管尿管吻合術	27,210点
K788 尿管腸吻合術	17,070点
K789 尿管腸膀胱吻合術	46, 450点
K790 尿管皮膚瘻造設術	14, 200点
K791 尿管皮膚瘻閉鎖術	30, 450点
K792 尿管腸瘻閉鎖術	50, 100 _M
1 内視鏡によるもの	10,300点
2 その他のもの _{5つろう}	36,840点
K793 尿管腟瘻閉鎖術	28, 210点
K794 尿管口形成手術	16,580点
K794-2 経尿道的尿管瘤切除術	15,500点
(膀胱)	10, 000///
K 7 9 5 膀胱破裂閉鎖術	11, 170点
K796 膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K797 膀胱内凝血除去術	2,980点
K798 膀胱結石、異物摘出術	
1 経尿道的手術	8,320点
2 膀胱高位切開術	3, 150点
K 7 9 8 - 2 経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320点
K799 膀胱壁切除術	9,270点
K800 膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 0 - 2 経尿道的電気凝固術	9,060点
K800-3 膀胱水圧拡張術	6,410点
注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
2 灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるも	,のとする。
3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K801 膀胱単純摘除術	
1 腸管利用の尿路変更を行うもの	59, 350点
2 その他のもの	51,510点
K802 膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K802-2 膀胱脱手術	00 000 =
1 メッシュを使用するもの	30,880点

2 $Z \mathcal{D} \mathcal{H} \mathcal{D} \mathcal{L} \mathcal{D}$	23, 260点
2 その他のもの K 8 0 2 - 3 膀胱後腫瘍摘出術	23, 200 点
1 腸管切除を伴わないもの	11, 100点
	21,700点
くう。	12,710点
K802-4 腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術 K802-5 腹腔鏡下膀胱部分切除術	22,410点
K802-6 腹腔鏡下膀胱脱手術	41, 160点
注 メッシュを使用した場合に算定する。	41, 100/75
K803 膀胱悪性腫瘍手術	
1 切除	34, 150点
	66,890点
2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの) 3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	80, 160点
4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800点
5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	110,600点
6 経尿道的手術	110, 000///
イ 電解質溶液利用のもの	12,300点
ローその他のもの	10,400点
注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として	
定点数に加算する。	(200/M C//
K803-2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	
1 全摘 (腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	76,880点
2 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	117, 790点
3 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	120, 590点
K803-3 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	,,
1 全摘 (腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	74,880点
2 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	115,790点
3 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	118,590点
K804 尿膜管摘出術	10,950点
K804-2 腹腔鏡下尿膜管摘出術	22,030点
K 8 0 5 膀胱瘻造設術	3,530点
K 8 0 5 - 2 膀胱皮膚瘻造設術	25,200点
K805-3 導尿路造設術	49,400点
K806 膀胱皮膚瘻閉鎖術	8,700点
K807 膀胱膣瘻閉鎖術	27,700点
K808 膀胱腸瘻閉鎖術	
1 内視鏡によるもの	10,300点
2 その他のもの (#) こう (**)	27,700点
K809 膀胱子宮瘻閉鎖術	37, 180点
K809-2 膀胱尿管逆流手術	25,570点
注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加	算として、
9,400点を加算する。	
K809-3 腹腔鏡下膀胱内手術	39,280点
K 8 1 0 ボアリー氏手術	36,840点
K811 腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K812 回腸(結腸)導管造設術	49,570点
K812-2 排泄腔外反症手術	
1 外反膀胱閉鎖術	70,430点
2 膀胱腸裂閉鎖術	103,710点
(尿道)	

ø j	
K 8 1 3 尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K814 外尿道口切開術	1,010点
K815 尿道結石、異物摘出術	
1 前部尿道	2, 180点
2 後部尿道	6,300点
K816 外尿道腫瘍切除術	2, 180点
K817 尿道悪性腫瘍摘出術	22 222 =
	32,230点
2 内視鏡による場合	23, 130点
3 尿路変更を行う場合	54,060点
K818 尿道形成手術	17 000 E
1 前部尿道	17,030点
2 後部尿道	37,700点
K819 尿道下裂形成手術	33,790点
K819-2 陰茎形成術	52,710点
K820 尿道上裂形成手術 K821 尿道狭窄内視鏡手術	39,000点
*	15,040点
	14, 200点
K821-3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術 ************************************	12, 300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。 K822 女子尿道脱手術	7,560点
K823 尿失禁手術	7,000点
1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23, 510点
2 その他のもの	20,680点
K823-2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23, 320点
注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、	
ものとする。	万元が数に日よれる
K823-3 膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)	23, 320点
注手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	20, 020///
K823-4 腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K823-5 人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
K823-6 尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの)	9,680点
第11款 性器	σ, σσσ,,,,,
区分	
(陰茎)	
K824 陰茎尖圭コンジローム切除術	1,360点
K825 陰茎全摘術	16,630点
K826 陰茎切断術	7,020点
K826-2 陰茎折症手術	8,550点
K826-3 陰茎様陰核形成手術	7,020点
K827 陰茎悪性腫瘍手術	
1 陰茎切除	23,200点
2 陰茎全摘	36,500点
K828 包茎手術	
1 背面切開術	740点
2 環状切除術	2,040点
K828-2 陰茎持続勃起症手術」	
1 亀頭-陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	4,670点
1 亀頭-陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの2 その他のシャント術によるもの	4,670点 18,600点

(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)

(陰嚢、精果、精果上体、精管、精索)	
K829 精管切断、切除術(両側)	2,550点
K830 精巣摘出術	2,770点
K830-2 精巣外傷手術	
1 陰囊内血腫除去術	3,200点
2 精巣白膜縫合術	3,400点
K831及びK831-2 削除	
K832 精巣上体摘出術	4,200点
K833 精巣悪性腫瘍手術	12, 340点
K834 精索静脈瘤手術	2,970点
K834-2 腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	20, 500点
K834-3 顕微鏡下精索静脈 瘤 手術	12,500点
K835 陰囊水腫手術	,
1 交通性陰囊水腫手術	3,620点
2 その他	2, 290点
K836 停留精巣固定術	9,740点
K836-2 腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	37, 170点
K837 精管形成手術	12, 470点
K838 精索捻転手術	12, 470,55
the first of the NA and the Arthur Ar	8, 230点
2 その他のもの (特集	7, 910点
(精嚢、前立腺)	9 770 E
K839 前立腺膿瘍切開術	2,770点
K840 前立腺被膜下摘出術	15,920点
K841 経尿道的前立腺手術	22 422 5
1 電解質溶液利用のもの	20,400点
2 その他のもの	18,500点
K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1 ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザー	
2 その他のもの	19,000点
K841-3 経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5,000点
K841-4 焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000点
K841-5 経尿道的前立腺核出術	21,500点
K842 削除	
K843 前立腺悪性腫瘍手術	41,080点
K843-2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77, 430点
K843-3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780点
K843-4 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(內視鏡手術用)	支援機器を用いるもの) 95,280点
(外陰、会陰)	
K844 バルトリン腺膿瘍切開術	940点
K845 処女膜切開術	790点
K846 処女膜切除術	980点
K847 輪状処女膜切除術	2, 230点
K848 バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	3, 310点
K849 女子外性器腫瘍摘出術	2,810点
K850 女子外性器悪性腫瘍手術	
1 切除	29, 190点
2 皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	63, 200点
K850-2 腟絨毛性腫瘍摘出術	23,830点

17.0 F.1. 人格取出工作	
K851 会陰形成手術	0 000 =
1 筋層に及ばないもの	2,330点
2 筋層に及ぶもの ************************************	6,910点
K851-2 外陰・腟血腫除去術	1,920点
K851-3 癒合陰唇形成手術	
1 筋層に及ばないもの	2,330点
2 _{ょっ} 筋層に及ぶもの	6,240点
(腟)	
K852	
1 前又は後壁裂創	2,760点
2 前後壁裂創	6,330点
3 腟円蓋に及ぶ裂創	8,280点
も 4 直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K853 膣閉鎖術	
1 中央腟閉鎖術(子宮全脱)	7,410点
$_{\stackrel{\mathfrak{b}_{2}}{\mathfrak{p}_{3}}}$ 2 その他 $_{\stackrel{\mathfrak{g}_{5}}{\mathfrak{p}_{5}}}$	2,580点
K854	2,230点
K854-2 後腟円蓋切開(異所性妊娠)	2,230点
K855 膣中隔切除術	
1 不全隔のもの	1,510点
2 全中隔のもの	2,540点
K856	2,540点
K856-2	2,540点
K856-3 塩ポリープ切除術	1,040点
K 8 5 6 - 4	1,250点
K857	44, 480点
K 8 5 8	
1 内視鏡によるもの	10,300点
2 その他のもの	35,130点
K859 造腟術、腟閉鎖症術	
1 拡張器利用によるもの	2,130点
2 遊離植皮によるもの	18,810点
3 腟断端挙上によるもの	28,210点
4 腸管形成によるもの	47,040点
5 筋皮弁移植によるもの	55,810点
K859-2 腹腔鏡下造腟術	38,690点
K860	7,880点
K860-2	29, 190点
(子宮)	20, 100///
K861 子宮内膜掻爬術	1,420点
K862 クレニッヒ手術	7,710点
K863 腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K863-2 子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	18,590点
K863-3 子宮鏡下子宮内膜焼 灼 術	17,810点
K864 子宮位置矯正術	
1 アレキサンダー手術	4,040点
2 開腹による位置矯正術	8,140点
3 癒着剥離矯正術	16,420点
K865 子宮脱手術	

5 0	
1 膣壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900点
2 ハルバン・シャウタ手術	16,900点
3 マンチェスター手術	14,110点
4 腟壁形成手術及び子宮全摘術 (腟式、腹式)	28,210点
K865-2 腹腔鏡下仙骨腟固定術	48,240点
注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K866 子宮頸管ポリープ切除術	1, 190点
K866-2 子宮腟部冷凍凝固術	1,190点
K 8 6 7 子宮頸部 (腟部) 切除術 ちゅうしゅう	3,330点
K867-2 子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術	470点
K867-3 子宮頸部摘出術 (膣部切断術を含む。)	3,330点
K867-4 子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K868からK870まで 削除 ***********************************	
K871 子宮息肉様筋腫摘出術 (腟式)	3,810点
K872 子宮筋腫摘出(核出)術	
1 腹式	24,510点
2	14, 290点
K872-2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	37,620点
K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1 電解質溶液利用のもの	6,630点
2 その他のもの	4,730点
K872-4 痕跡副角子宮手術	45 040 B
1 腹式	15, 240点
	8,450点
K872-5 子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8, 450点
K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	10 000 =
1 電解質溶液利用のもの	19,000点
2 その他のもの	17, 100点
K874及びK875 削除	10 200占
K 8 7 6 子宮腟上部切断術 K 8 7 6 - 2 腹腔鏡下子宮腟上部切断術	10,390点
	17,540点
K 8 7 7 子宮全摘術	28, 210点 42, 050点
K 8 7 7 - 2 腹腔鏡下腟式子宮全摘術 K 8 7 8 広靱帯内腫瘍摘出術	16, 120点
K878-2 腹腔鏡下広靱帯內腫瘍摘出術	28, 130点
K879 子宮悪性腫瘍手術	62,000点
K879-2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術	70, 200点
K880 削除	10, 200
K881 腹壁子宮瘻手術	23, 290点
K882 重複子宮、双角子宮手術	25, 280点
K883 子宮頸管形成手術	3, 590点
K883-2 子宮頸管閉鎖症手術	0,000////
	180点
2 観血的	3, 590点
K884 奇形子宮形成手術 (ストラスマン手術)	23, 290点
(子宮附属器)	, = ///
K885	1,350点
K885-2 経皮的卵巣嚢腫内容排除術	1,620点
K886 子宮附属器癒着剥離術(両側)	

1 開腹によるもの	13,890点
7.75	21, 370点
2 腹腔鏡によるもの K887 卵巣部分切除術(腟式を含む。)	21, 370/5
1 開腹によるもの	6, 150点
2 腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-2 卵管結紮術(腟式を含む。)(両側)	,,
1 開腹によるもの	4,350点
2 腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-3 卵管口切開術	
1 開腹によるもの	5,220点
2 腹腔鏡によるもの しゃく	18,810点
K887-4 腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼 灼 術	24, 130点
K888 子宮附属器腫瘍摘出術(両側)	
1 開腹によるもの	17,080点
2 腹腔鏡によるもの ************************************	25,940点
K888-2 卵管全摘除術、卵管腫瘤 全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)	10 400 =
1 開腹によるもの	12,460点
2 腹腔鏡によるもの	25,540点
K889 子宮附属器悪性腫瘍手術(両側) K890 卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	58, 500点 27, 380点
K890-2 卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K890-3 腹腔鏡下卵管形成術	46, 410点
(産科手術)	10, 110///
K891 分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	3,170点
K892 骨盤位娩出術	3,800点
K893 吸引娩出術	2,550点
K894	
1 低位 (出口) 鉗子	2,700点
2 中位鉗子	4,760点
K895 会陰(陰門)切開及び縫合術 (分娩時)	1,530点
K896 会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの	1,980点
2 肛門に及ぶもの	5,560点
3 <u>腟円蓋に及ぶもの</u>	4,320点
4 直腸裂創を伴うもの K897 頸管裂創縫合術(分娩時)	8,920点
K897 頸管裂創縫合術(分娩時) K898 帝王切開術	7,060点
1 緊急帝王切開	22, 200点
2 選択帝王切開	20, 140点
注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。	20, 110////
K899 胎児縮小術(娩出術を含む。)	3,220点
K900 臍帯還納術	1,240点
K900-2 脱垂肢整復術	1,240点
K901 子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	2,950点
K902 胎盤用手剥離術	2,350点
K903 子宮破裂手術	
1 子宮全摘除を行うもの	29, 190点
2 子宮腟上部切断を行うもの	29, 190点
3 その他のもの	16, 130点

K904 妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	33, 120点
K905 子宮内反症整復手術(腟式、腹式)	
1 非観血的	340点
2	15,490点
K906 子宮頸管縫縮術	20, 2007,11
1 マクドナルド法	2,020点
2 シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
	·
3 縫縮解除術(チューブ抜去術)	1,800点
K907 胎児外回転術	800点
K908 胎児内(双合)回転術	1, 190点
K909 流産手術	
1 妊娠11週までの場合	
イ 手動真空吸引法によるもの	4,000点
ローその他のもの	2,000点
2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点
K909-2 子宮内容除去術 (不全流産)	1,980点
K 9 1 0 削除	
K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
K910-3 胎児胸腔・羊水腔シャント術 (一連につき)	11,880点
	11, 000///
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	40,000 =
K910-4 無心体双胎焼灼術(一連につき)	40,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K910-5 胎児輸血術(一連につき)	13,880点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
K911 胞状奇胎除去術	4,120点
K912 異所性妊娠手術	
1 開腹によるもの	14,110点
2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K913 新生児仮死蘇生術	
1 仮死第1度のもの	1,010点
2 仮死第2度のもの	2,700点
(その他)	2, 100///
K913-2 性腺摘出術	
	c 000 L
1 開腹によるもの	6,280点
2 腹腔鏡によるもの	18,590点
第12款 削除	
第13款 臟器提供管理料	
区分	
K914 脳死臟器提供管理料	40,000点
注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる	処置の費用は、所定
点数に含まれる。	
K915 生体臓器提供管理料	5,000点
第2節 輸血料	
区分	
K920 輸血	
1 自家採血輸血 (200mLごとに)	
	750点
イ 1回目 日 2回目以際	
口 2回目以降	650点

2 保存血液輸血 (200mLごとに)

イ 1回目450点ロ 2回目以降350点

3 自己血貯血

イ 6歳以上の患者の場合 (200mLごとに)

(1) 液状保存の場合 250点

(2) 凍結保存の場合 500点

ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)

(1) 液状保存の場合 250点

(2) 凍結保存の場合 500点

4 自己血輸血

イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)

(1) 液状保存の場合 750点

(2) 凍結保存の場合 1,500点

ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)

(1) 液状保存の場合 750点

(2) 凍結保存の場合 1,500点

5 希釈式自己血輸血

イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに) 1,000点

ロ 6 歳未満の患者の場合 (体重 1 kgにつき 4 mL ごとに) 1,000点

6 交換輸血(1回につき) 5,250点

- 注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明 を行った場合に算定する。
 - 2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。
 - 3 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D404に掲げる骨髄穿刺又は区分番号K606に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
 - 4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
 - 5 輸血に伴って行った患者の血液型検査(ABO式及びRh式)の費用として54 点を所定点数に加算する。
 - 6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回に限り、197点を所定点数に加算する。
 - 7 HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラス I (A、B、C) 又は クラス II (DR、DQ、DP) の費用として、検査回数にかかわらず一連につき それぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
 - 8 輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算として、1回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。
 - 9 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。
 - 10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に 含まれるものとする。
 - 11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 12 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

K920-2 輸血管理料

1 輸血管理料 I 220点

2 輸血管理料Ⅱ 110点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回に限り、当該基 準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1においては120点、2においては60点を加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

K921 造血幹細胞採取(一連につき)

1 骨髓採取

イ 同種移植の場合

21,640点

ロ 自家移植の場合

2 末梢血幹細胞採取

17,440点

イ 同種移植の場合 ロ 自家移植の場合

21,640点 17,440点

- 注1 同種移植における造血幹細胞提供者又は自家移植を受ける者に係る造血幹細胞 採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用並びに造血幹細胞提供前後にお ける健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。
 - 2 造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節 に掲げる所定点数を加算する。

K921-2 間葉系幹細胞採取(一連につき)

17,440点

K921-3 末梢血単核球採取(一連につき)

17,440点

注 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して、末梢血単核球採 取を行った場合に患者1人につき1回に限り算定する。

K922 造血幹細胞移植

1 骨髄移植

イ 同種移植の場合

66, 450点

ロ 自家移植の場合

25,850点

2 末梢血幹細胞移植

イ 同種移植の場合

66,450点

ロ 自家移植の場合

30,850点

3 臍帯血移植

66,450点

- 注1 同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
 - 2 造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節 に掲げる所定点数を加算する。
 - 3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。
 - 4 造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に 含まれるものとする。
 - 5 同種移植における造血幹細胞移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に 含まれるものとする。
 - 6 臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 7 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を

所定点数に加算する。

- 8 1のイ及び2のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算として、10,000点を所定点数に加算する。
- 9 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において同種移植を実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する。
- K922-2 CAR発現生T細胞投与(一連につき)

30,850点

注1 チサゲンレクルユーセルを投与した場合に患者1人につき1回に限り算定する

0

- 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。
- 3 CAR発現生T細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所 定点数に含まれるものとする。
- K923 術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)

1 濃縮及び洗浄を行うもの

5,500点

2 濾過を行うもの

3,500点

- 注1 併施される手術の所定点数とは別に算定する。
 - 2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする

K924 自己生体組織接着剤作成術

4,340点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

K924-2 自己クリオプレシピテート作製術(用手法)

1.760点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

K924-3 同種クリオプレシピテート作製術

600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する.

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髓誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄、大動脈 瘤 又は食道の手術に用いた場合

3,630点

2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

3,130点

K931 超音波凝固切開装置等加算

3,000点

注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に 算定する。

K932 創外固定器加算

10,000点

注 区分番号K046、K056-2、K058、K073、K076、K078、 K124-2、K125、K180の3、K443、K444及びK444-2に 掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

K933 イオントフォレーゼ加算

45点

注 区分番号 K300及び K309 に掲げる手術に当たって、イオントフォレーゼを 使用した場合に算定する。

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算

1,000点

注 区分番号 K 3 5 0 、 K 3 5 2 、 K 3 5 2 - 3 、 K 3 6 2 - 2 及び K 3 6 5 に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算

1,000点

注 区分番号K340-3からK340-7まで及びK350からK365までに掲 げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する

K935 止血用加熱凝固切開装置加算

700点

注 区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

K936 自動縫合器加算

2,500点

注1 区分番号K488-4、K511、K513、K514からK514-6まで、K517、K522-3、K524-2、K524-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K552、K552-2、K645、K654-3の2、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K656-2、K655-2、K662-2、K674、K674-2、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K684-2、K695の4からK695の7まで、K677-2、K680、K684-2、K695の4からK695の7まで、K695-2の4からK695-2の6まで、K696、K697-4、K700からK700-3まで、K702からK703-2まで、K705の2、K706、K711-2、K716からK716-6まで、K719からK719-3まで、K719-5、K739、K739-3、K740、K740-2、K803からK803-3まで及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

2 区分番号 K 5 5 2 、 K 5 5 2 - 2 、 K 5 5 4 、 K 5 5 5 、 K 5 5 7 から K 5 5 7 - 3 まで、 K 5 6 0 及び K 5 9 4 の 3 に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算

5,500点

注 区分番号K522-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K645、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K657、K657-2、K702、K703、K719の3、K719-2の2、K719-3、K739、K740、K740-2、K803からK803-3まで及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算

2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を 使用した場合に算定する。

K937 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算

30,000点

注 区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

K937-2 術中グラフト血流測定加算

2,500点

注 手術に当たって、機器を用いてグラフト血流を測定した場合に算定する。

K938 体外衝擊波消耗性電極加算

3,000点

注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した 場合に算定する。

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの

2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K080の1、K081の1、K082の1、K082-3の1、K131-2、K134-2、K136、K140からK141-2まで、K142(6を除く。)、K142-2の1及び2のイ、K142-3、K151-2、K154-2、K158、K161、K167、K169からK172まで、K174の1、K191からK193まで、K2

35、K236、K313、K314、K340-3からK340-7まで、K342、K343、K350からK365まで、K511の2、K513の2から513の4まで、K514の2、K514-2の2、K695、K695-2並びにK697-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

2 実物大臓器立体モデルによるもの

2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の6、K142-2、K151-2、K162、K180、K227、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427、K427-2、K429、K433、K434及びK436からK444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。

3 患者適合型手術支援ガイドによるもの

2,000点

注 区分番号K082及びK082-3に掲げる手術に当たって、患者適合型手術 支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。

K939-2 術中血管等描出撮影加算

500点

注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定する。

K939-3 人工肛門·人工膀胱造設術前処置加算

450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工肛門又は人工膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。

K939-4 削除

K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

2,500点

- 注1 区分番号K664に掲げる手術に当たって、嚥下機能評価等を実施した場合に 算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点 数の100分の80に相当する点数により算定する。

K939-6 凍結保存同種組織加算

81,610点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は膵臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。

K939-7 レーザー機器加算

1 レーザー機器加算1

50点

2 レーザー機器加算2

100点

3 レーザー機器加算3

200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。
 - 2 1については、区分番号K406 (1に限る。)、K413 (1に限る。)、K421 (1に限る。)、K423 (1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
 - 3 2については、区分番号K413(2に限る。)に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
 - 4 3については、区分番号K406(2に限る。)、K409、K411、K4 21(2に限る。)、K423(2に限る。)、K451及びK452に掲げる 手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

K939-8 超音波切削機器加算

1,000点

注 区分番号 K 4 4 3 、 K 4 4 4 及び K 4 4 4 - 2 に掲げる手術に当たって、超音波

切削機器を使用した場合に算定する。

第4節 薬剤料

区分

K940 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき 1 点未満の端数を切り上げて得た点数に 1 点を加算して得た点数とする

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

区分

K950 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。